

北区基本構想に関する答申

令和 5（2023）年 1 月 30 日

北区基本構想審議会

令和5年1月30日

東京都北区長 花川 與惣太 殿

東京都北区基本構想審議会

会 長 加 藤 久 和

北区基本構想の策定及び北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について（答申）

令和3年10月22日、東京都北区基本構想審議会条例第2条の規定により諮問のあったことについて、別紙のとおり答申します。

答申にあたって

北区基本構想審議会は、令和3(2021)年10月、北区長から『北区基本構想の策定について』と『北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について』の諮問を受けました。

以来、令和5(2023)年1月までの1年4か月間という長期間にわたり、新たな基本構想及び基本計画の施策のあり方について、30名体制の審議会に加えて、3つの部会に分かれて、各分野の政策について慎重かつ丁寧に審議を重ねてまいりました。それぞれの会議体において、さまざまな区政の課題に対し、各委員が専門分野や区民の視点から、幅広く多角的な意見を出し合い、このたび、審議会として「北区基本構想に関する答申」をまとめたので、ここに答申します。

審議にあたっては、「区民意識・意向調査」、「区民ワークショップ」、「小学生との区政を話し合う会」、「中学生モニター」、「高校生ワークショップ」、区立の中学生、区内の大学生や区外の方も対象にした「Webアンケート」などでいただいた多くの声を審議会で共有し、基本構想へ反映できるよう努めてまいりました。

そして、令和4(2022)年6月には、「北区基本構想中間まとめ」を新しい基本構想の答申に向けての「たたき台」としてまとめ、北区ニュース、区公式ホームページやSNSなどを通じて、広く区民の皆様にお知らせしました。「北区基本構想中間まとめ」に対して、「パブリックコメント（意見公募）」の実施だけでなく、対面・オンラインによる「区民意見交換会」や、区内の団体などとの「懇談会」の意見も可能な限り活かしながら、さらに検討を進めて、この答申をとりまとめたところです。

この答申では、これからの北区のまちづくりを進めていくにあたって、「平和と人権・多様性を尊重するまちづくり」で多様性の考え方、「区民による主体的なまちづくり」でまちづくりの主体は区民の皆様であること、「持続的な発展が可能なまちづくり」でSDGsの考え方を理念として掲げ、すべての「まちづくり」を、区民の皆様と区が協働して将来像を達成することを強く意識しました。

また、この答申で示している北区の新たな将来像である「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」の「ともにつくる」は、区民の皆様との協働のもと、コミュニティ、にぎわい、活力などをともにつくること、「彩り豊かな躍動するまち」は、多様性、国際色豊かな人、四季折々に変化する景観、だれもが充実した日常生活をおくることができる豊かな暮らしなどをイメージし、北区全体が将来に向けて力にあふれ、いきいきと活動しているまちとなることを表しています。

今後、北区がこの審議会の答申の趣旨を踏まえた、基本構想と基本計画を策定し、区民の皆様との協働により、北区の新たな将来像の実現に向けた取組みが推進されることを期待しています。

最後に、本審議会開催において、闊達なご意見、ご提案を賜った委員各位をはじめ、北区基本構想策定にあたって、ご意見をお寄せいただいた皆様へ心より感謝申し上げます。

令和5(2023)年1月30日
東京都北区基本構想審議会
会長 加藤 久和

目次

北区基本構想の策定について.....	1
新しい基本構想策定の背景と目的.....	3
基本構想の基本的な考え方.....	4
①基本構想の意義と役割.....	4
②将来人口の見通し.....	4
③目標年次と推進のための計画.....	4
基本構想の理念.....	5
①平和と人権・多様性を尊重するまちづくり.....	5
②区民による主体的なまちづくり.....	5
③持続的な発展が可能なまちづくり.....	5
めざすべき将来像.....	6
将来像を実現するための基本目標.....	7
北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について.....	13
基本的な考え方.....	15
基本目標1 多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち.....	16
政策1 多様性を認めあう社会の推進.....	17
施策(1) 平和の希求.....	17
施策(2) 人権の尊重と多様性を認めあう意識の醸成.....	18
施策(3) 男女共同参画社会の推進.....	19
施策(4) 多文化共生のまちづくりの推進.....	20
政策2 多様なコミュニティ活動の推進.....	22
施策(1) コミュニティ活動の支援.....	22
施策(2) コミュニティ環境の整備.....	23
政策3 活力ある地域産業の形成.....	25
施策(1) 区内企業の経営支援・創業促進.....	25
施策(2) ものづくりの振興.....	26
施策(3) にぎわいあふれる地域商業の実現.....	27
施策(4) だれもが働きやすい環境づくり.....	29
政策4 人生に彩りを与える地域づくり.....	30
施策(1) 生涯を通じた学習環境の充実.....	30
施策(2) だれもがスポーツを楽しめる環境づくり.....	31
施策(3) 個性豊かな文化芸術の創造と発展.....	32
施策(4) 歴史的文化の継承と活用.....	33
政策5 地域の個性と魅力の発信.....	35
施策(1) 北区の魅力を活かした観光振興.....	35
施策(2) シティプロモーションによるシビックプライドの醸成.....	36
基本目標2 世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち.....	38
政策1 すべての子どもが健やかに過ごせる仕組みづくり.....	39
施策(1) 子どもの権利を守り、健全な成長を育む.....	39

施策（２）子どもがのびのびと過ごせる環境の確保.....	40
施策（３）だれもが安心して子どもを産み、育てられる環境への取組み.....	41
施策（４）子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり.....	42
政策２ 希望ある未来を創り出す教育.....	44
施策（１）生きる力を育む教育の推進.....	44
施策（２）一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実.....	45
施策（３）意欲的に学べる教育環境の整備.....	47
施策（４）学校・家庭・地域の連携・協働の推進.....	48
政策３ 自分らしく健やかに活躍するための仕組みづくり.....	50
施策（１）こころと体の健康づくりの推進.....	50
施策（２）区内医療環境の充実.....	51
政策４ いくつになっても自分らしく輝けるための仕組みづくり.....	53
施策（１）いくつになっても自立した生活を続けるための取組み.....	53
施策（２）安心して暮らし続けるための環境の充実.....	54
施策（３）認知症への理解促進と早期発見・早期対応の推進.....	55
政策５ 障害のある人が、安心して自分らしい生活をおくるための基盤づくり.....	57
施策（１）こころのバリアフリーの推進.....	57
施策（２）住み慣れた地域で自分らしい生活をおくるための支援.....	58
政策６ 権利と尊厳をまもり、支えつながらあえる仕組みづくり.....	59
施策（１）高齢者・障害者の虐待防止と権利擁護への取組み.....	59
施策（２）家族等介護者や複雑な課題を抱える人への支援.....	60
基本目標３ 安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち.....	61
政策１ 安全で安心に暮らせるまちづくり.....	62
施策（１）災害に強い強靱なまちづくりに向けた対策の推進.....	62
施策（２）人命の確保と重要な機能を維持するための備え.....	63
施策（３）だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくり.....	64
政策２ こころ豊かに住み続けられるまちづくりの推進.....	66
施策（１）地域特性に応じた計画的なまちづくりの展開.....	66
施策（２）ユニバーサルデザインの推進.....	67
施策（３）美しく魅力あるまちなみの形成.....	68
政策３ 利便性の高い総合的な交通体系の整備.....	69
施策（１）体系的な道路ネットワークの形成.....	69
施策（２）安全で快適な交通空間の形成.....	70
施策（３）だれもが容易に移動できるまちづくり.....	71
政策４ うるおいのある快適な住環境の形成.....	72
施策（１）安心して居住できる良質な住生活の実現.....	72
施策（２）地域資源を活かした魅力ある住環境づくり.....	73
施策（３）にぎわいとこころ豊かな暮らしをもたらす空間の創出.....	74
政策５ 持続可能な環境共創都市の実現.....	76
施策（１）脱炭素社会の推進.....	76
施策（２）持続可能な資源循環型社会の推進.....	77

施策（３）自然を守り育てるまちの形成.....	79
施策（４）快適な生活環境の確保.....	80
基本構想を実現するために.....	82
政策１ 多様な主体との連携・協働の推進	83
施策（１）協働・区民参画・広域連携の推進	83
施策（２）開かれた区政の推進.....	84
政策２ 未来につなぐ持続可能な行財政運営.....	87
施策（１）計画的な行政運営	87
施策（２）健全な財政運営	88
施策（３）公共施設の計画的な管理と区有財産の有効活用	89
政策３ 区民から信頼される職員の育成・確保と柔軟な執行体制.....	92
施策（１）職員の力を引き出す人材マネジメントの推進.....	92
施策（２）柔軟な組織・機構体制の構築.....	93
政策４ テクノロジーを活用した行政サービスの提供.....	95
施策（１）デジタル化による効果的・効率的な行政サービスの提供	95
施策体系図.....	97
参考資料	101

北区基本構想の策定について

新しい基本構想策定の背景と目的

北区は、平成 11(1999)年に基本構想を策定し、21 世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしているために、「ともにづくり未来につなぐ ときめきのまち 一人と水とみどりの美しいふるさと北区」を将来像に掲げ、区民とともに、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

その後 20 年以上が経過し、時代は「平成」から「令和」にかわり、わたしたちの生活や区政を取り巻く環境は大きく変化しています。

今後の社会は、さらにテクノロジーが発展していくことが予想され、新たな技術を活用した価値の創造、サービスの展開は、わたしたちの暮らしを支え、生活に彩りを与えてくれるものと期待されます。

その一方で、日本の人口は、平成 20(2008)年をピークに減少局面に入っています。

人口の減少や、少子高齢化に伴う人口構造の変化は、経済規模の縮小や財政圧迫につながり、雇用や労働環境をはじめとするわたしたちの生活への影響が予想されるほか、地域コミュニティの活力の低下なども懸念されています。

また、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、近年の台風の大型化や豪雨、酷暑などに顕著に表れてきており、脱炭素化に向けた実践的な取り組みや、今後いつ起きてもおかしくない首都直下地震への対応など、区民の安全と安心を守るための防災・減災対策に一刻の猶予も許されません。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、わたしたちのこれまでの生活様式や、価値観を大きく変化させるものとなりました。

このような将来の予測が困難な時代においても、北区を将来にわたって持続可能なまちにするためには、現状の課題に対して将来を見据え、区民ニーズを的確に捉えた、区政運営を推進する必要があります。

あわせて、区民とめざすべき将来像を共有し、連携・協働し、だれもが暮らしやすく、誰一人取り残さない北区をつくり上げていくことが不可欠です。

さまざまな課題を区民はもとより、北区で働き、学び、憩い、活動する人とともに乗り越え、北区への誇りと愛着を持つ人の輪を広げていきます。

そして、将来にわたりすべての人が自分らしく輝くことができる、より一層住みよい魅力あるまちとなるよう、新たな基本構想を策定し、今後の北区がめざすべき姿を定めます。

基本構想の基本的な考え方

①基本構想の意義と役割

基本構想は、区民と区がともに達成すべき北区の将来の目標を明らかにするとともに、目標を達成するための基本的な考え方を示すものです。

この構想は、区政の基本的指針であるだけでなく、国、東京都、その他の公共団体などが、北区に関連する計画の策定や事業の実施にあたって尊重すべきものです。

また、区民の憲章ともいべきものであり、構想で示される目標などは、区民と区が連携・協働して達成することを前提としています。

あわせて、この構想における「区民」とは、北区に居住する人だけでなく、北区で働き、学び、憩い、活動する人、団体、事業者なども広く含むものとして位置付けます。

②将来人口の見通し

北区の総人口は、令和 4(2022)年時点で 351,278 人であり、平成 11(1999)年時点の 330,962 人と比較すると、6.1%増加しました。

人口の増加傾向は今後しばらく続き、令和 18(2036)年をピークに、減少に転じるものとみられます。

令和 22(2040)年時点の人口は、現在の人口規模と同程度となる見通しです。

③目標年次と推進のための計画

基本構想は、概ね 20 年後の長期的な北区の将来像を見据えることを目標として、令和 22(2040)年頃を目標年次とします。

ただし、急激な社会・経済情勢などの変化に応じて、適時見直しを行うこととします。

基本構想は区の最上位の計画であり、基本構想の下に、基本計画（基本構想の実現に向け、個別目標ごとの施策を体系化したもの）、中期計画（計画期間内に区が取り組むべき事業を明らかにしたもの）を定めます。

基本構想の理念

基本構想の理念は、基本構想全体を貫く根本的な考え方です。

現基本構想で掲げた「平和と人権の尊重」「区民自治の実現」「環境共生都市の実現」の理念を受け継ぎつつ、時代の変化に対応した、以下3つの理念を新たに掲げます。

①平和と人権・多様性を尊重するまちづくり

すべての区民は、平和な社会の中で、自由に自分らしく、いきいきと暮らし続けることができる権利が保障されなければなりません。

また、すべての区民の人権が守られ、年齢や性別、障害の有無や国籍、性のあり方などにかかわらず、さまざまな個性が尊重され、いかなる差別を受けることなく、だれもが持てる能力を十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

北区は、平和を願い、平和を守り、互いの人権と個性を尊重し共生するまちをつくりまします。

②区民による主体的なまちづくり

北区の個性や地域固有の資源を活かし、北区らしい魅力的な地域づくりを進めるとともに、区民のニーズや課題にきめ細かく対応した生活環境の充実を図るためには、区民が主体的にまちづくりに取り組むことが必要です。

北区は、区民一人ひとりの主体性を尊重するとともに、活動の場へ円滑につなぐ仕組みを取り入れ、区民参画を促進し、地域への思いや新しい発想を着実に活かす区民本位のまちをつくりまします。

③持続的な発展が可能なまちづくり

将来にわたり安全・安心で、快適に暮らすことのできる北区を維持し、次世代へ継承していくことが必要です。

そのためには、地域環境はもとより、地球環境の視点に加え、現世代のニーズだけでなく、未来志向の取組みを定着・展開することが求められます。

北区は、現在及び将来、経済、社会、環境のすべての面をバランスよく一体的に推進することで、だれもが暮らしやすく、誰一人取り残さない持続的な発展が可能なまちをつくりまします。

めざすべき将来像

わたしたち北区の将来像は、この先北区がどのようなまちでありたいのか、将来の姿を示すものです。

現基本構想で掲げた考え方を踏まえて、新たな視点を加え、これからのまちづくりをすべての区民とともに進められるよう「めざすべき将来像」を定めます。

将来像

ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区

わたしたちがめざす北区は、人やまちの多様なつながりの中で、人々が認めあい、支えあうことで、一人ひとりがのびのびと成長しあい、温もりに満ちたコミュニティが育まれるまちです。

そして、そのコミュニティを土壌とした、活発な交流を通じて、まちに主体的にかかわりたいと思う人が増え、これまで培ってきた歴史や文化が大切にされるとともに、新たな価値が生み出され、にぎわいと活力にあふれているまちです。

また、日々の暮らしを支える利便性と、安全・安心を支える都市ならではの機能が維持されるとともに、恵まれた水辺とみどりの自然環境を活かした、うるおいとやすらぎを享受でき、だれもが住みやすさや暮らしやすさを感じられるまちです。

わたしたちは、北区に住み、働き、学び、憩い、活動するすべての人が自分らしく輝き、健やかに快適に暮らし続けられる、彩り豊かな人とまちが躍動する北区をめざします。

将来像を実現するための基本目標

基本目標1

多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち

多様な個性を尊重し、人と人のつながりや交流を通して、産業、地域、文化に活気をもたらすことで、新たな価値が生み出されるにぎわいと活力にあふれたまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

次の世代に平和で自由な社会を引き継いでいくために、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に、平和について考える機会の提供を通して、平和への意識を醸成します。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍、性のあり方など一人ひとりの個性を尊重し、認めあい、だれもが自分らしく輝き、差別・偏見がなく、安心して暮らせるまちの実現に向けた取組みを推進します。

区民の国際感覚を養うとともに、都市が抱える共通の課題を解決につなげるために、地域からの国際交流・国際協力を進めます。

多様な人が地域に参加しやすい仕組みづくりを推進するとともに、地域の担い手となる主体同士の連携を促進します。

また、年齢や国籍などに関係なく、集い、支えあい、安心できるよう、地域活動のための環境づくりを推進・支援します。

地域活力の源泉である区内産業の活性化を図るため、既存産業の持続的な発展や個店、商店街などの新たな魅力づくりの支援に加えて、創業しやすい環境を整備します。

また、だれもが自らの能力を発揮できるよう、ライフステージやライフスタイルにあわせた、働きやすい環境づくりを支援します。

だれもが生涯にわたって学び、文化芸術に触れ、スポーツを楽しむことができるよう、活動の機会の充実や環境の確保に努めることで、北区ゆかりの文化芸術の継承や発展につなげていくとともに、スポーツ活動などの活性化を図ります。

そして、いきいきと活動できる環境の中で、学びを地域へ還元できる仕組みを整えます。

人と人との交流の輪をさらに広げ、新たな魅力の創出や魅力の発信を促進します。

そして、人々の区への関心を深め「来たい、かかわりたい、住みたいまち」北区をめざした取組みを推進します。

また、北区への誇りと愛着を育むとともに、地域をよりよくするために、主体的に自らかかわるシビックプライドを持つ人が増える環境を整備します。

基本目標2

世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち

世代を超えて、認めあい、支えあうことで、ともに成長し、一人ひとりが自分らしく輝き、いきいきと健やかに暮せるまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、すべての子どもの権利を尊重し、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げます。

また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進します。

新しい時代の学びに対応した良好な教育環境を整えるとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することで、子どもたちが自ら未来を切り拓く力を育みます。

また、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えます。

区民一人ひとりが、日々、心身ともに健やかな生活をおくり、安心して医療が受けられるよう、健康の増進に向けた取組みを充実するとともに、感染症予防への対策も講じながら、地域で必要とされる質の高い医療提供体制を整えます。

いくつになっても、住み慣れた地域で、自分らしくいきがいをもって暮らすことができるよう、地域の中で、人と人がつながり、支えあい、活躍できる環境の充実をめざした取組みを推進します。

障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で暮らし、だれもが自分らしく輝ける生活をおくれるよう、ともに支えあえる環境の充実を図ります。

まわりの人が気づきにくい悩みを抱える人が、孤立せず、適切な支援へつながるよう、関連する機関のそれぞれの強みを活かした、一人ひとりにあったきめ細かで重層的な支援体制の仕組みを整えます。

基本目標3

安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち

災害への強さとしなやかさを備え、だれもが安全に、安心して快適に暮らし続けられる、みどり豊かで、うるおいのある人と自然が調和したまちをめざします。

この目標達成に向けて、以下の取組みを進めていきます。

災害時においても都市機能を維持し、区民の命を守る災害に強い都市基盤の整備などを推進するとともに、地域と一体となった災害から身を守る取組みを強化し、地域の防災力を向上します。

また、犯罪を起こさせない安心して暮らすことができるまちをめざし、防犯環境の整備や防犯意識の向上を図り、防犯対策を強化します。

都市機能の計画的な更新・集約化や利用者に配慮した快適な移動環境など、地域の特性に応じ、だれもが住み続けられるまちづくりを推進します。

あわせて、自然・文化・歴史などの地域資源を活かした回遊性のある美しいまちの形成を図ります。

区内外への円滑な移動を実現する、体系的な道路ネットワークの構築を進めるとともに、安全で快適な交通空間の形成を図ります。

また、鉄道駅などの各拠点における交通結節機能の向上を図りながら、だれもが行きたい場所へ容易に移動できるまちの実現に向けた取組みを推進します。

だれもが安心して快適に、安全に住み続けることができる良質な住まいの確保を図ります。

また、地域資源を活かした住環境の形成とともに、人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します。

環境負荷の少ない社会への転換を推し進め、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現に努めます。

また、将来にわたって区の豊かな自然を保全するとともに、衛生的で美しいまちを維持し、快適な生活環境の確保を図ります。

区政運営

この基本構想の将来像「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」を着実に実現していくために、以下に基づき、今後の区政運営を進めていきます。

地域課題の解決やまちの活性化のため、区民が、それぞれの持つ強みや特色を活かした協働・公民連携の取組みを進めます。

あわせて、わかりやすい区政情報の公開や政策形成過程の透明性を確保し、区政のさまざまな場面で、区民参画の機会を拡大します。

さらに、地域の活性化と相互の発展をめざし、友好都市をはじめ他自治体との交流を促進するとともに、周辺自治体や特別区、東京都、国とのさらなる連携・協力を推進することで、広域的な課題の解決に努めます。

人口構造及び世帯構成の変化や、多様化・複雑化する行政需要への確に対応するために、安定的な財政基盤を確立するとともに、環境への負荷を最小限に抑えつつ、限られた資源を最大限活用した効率的・効果的な行財政運営をさらに推し進めます。

そして、公共施設をはじめとする区が保有する財産の管理運営及び活用にあたっては、費用対効果はもとより、長期的な人口構造の変化も見据え、より経営的な視点をもって計画的に取り組みます。

あわせて、他の特別区と連携し、さらなる自治権の拡充に努め、区民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たしていきます。

職員一人ひとりが、区の将来像を実現するための担い手として、高いプロ意識を持ち、区民ニーズへの対応や地域課題の解決のため、困難な状況においても、創意工夫により、主体的に行政課題に取り組めます。

また、区民との協働・公民連携により課題の解決に導くことができる職員を育成・確保するとともに、外部人材も活用します。

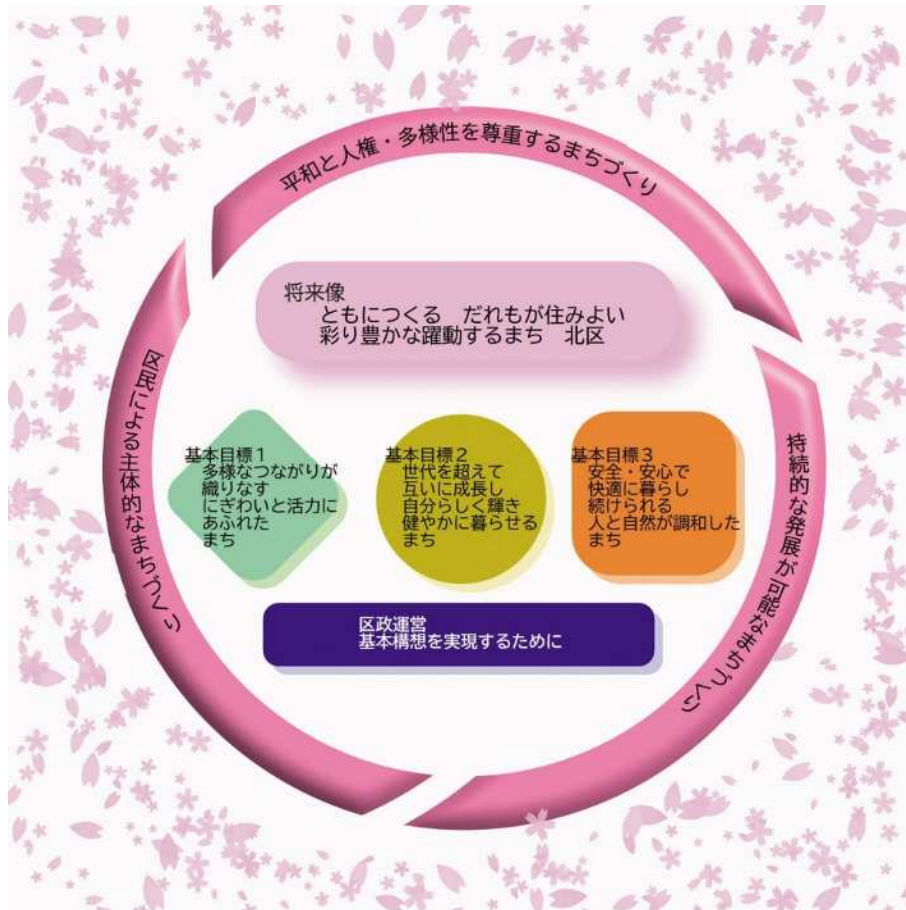
あわせて、激しい社会の変化にあっても、多様化・複雑化する新たな課題に対応するための執行体制を整備するほか、各組織・職員が有機的に連携して対応します。

さらに、区民の生命や身体、財産などの安全を守るため、大規模災害やパンデミックなど、さまざまな緊急事態への即応体制をさらに強化するとともに、危機の発生から収束後までの危機管理対応に万全を期します。

インターネット、オンライン手続きやAI、自動運転技術の進展などデジタル化やテクノロジーを最大限に活用した区政を推進し、必要な人に必要なサービスを迅速に提供することにより、区民の利便性の向上や豊かな暮らしの実現を図ります。

また、だれもがデジタル化の恩恵を享受できるデジタル社会の構築を、国・東京都・事業者などとも連携しながら進めます。

基本構想の全体像



北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

基本的な考え方

基本計画は、北区基本構想の実現を目的とする区政の基本方針であり、政策・施策の内容を明らかにした区政に関する10年を計画期間とした長期総合計画です。

基本構想に示す基本目標を実現するためには、政策・施策をどのような方向に進めていくかが重要です。この『北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について』は、新しい基本構想を受けて、区が策定する新たな基本計画の中に盛り込み、進めていくべき施策のあり方を基本構想審議会として区に対し提案するものです。

なお、「施策のあり方」については、できる限り区民の視点に立って提案していますが、基本計画は区が行う施策の内容を明らかにするものであることから、区の立場で記述しています。

この『北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について』を受けて、今後、策定される基本計画に盛り込まれるさまざまな施策が着実に推進されるためには、区民が区政に積極的にかかわっていくことが大変重要です。基本構想審議会は、区に対して、区政に関するタイムリーで適切な情報の公開、提供と区民参画の機会の拡充を求めるとともに、区民には、区政に高い関心を持ち、さまざまな機会を通して、主体的に区政に参画することを求めます。

区民と区がともに手を携え、北区に誇りと愛着を持つとともに、将来にわたりすべての人が自分らしく輝き、健やかで快適に暮らし続けられる、彩り豊かな人とまちが躍動する北区になることを願います。

基本目標 1

多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち

政策 1 多様性を認めあう社会の推進

■政策の方向性

次の世代に平和で自由な社会を引き継いでいくために、将来を担う子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民に、平和について考える機会の提供を通して、平和への意識を醸成します。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍、性のあり方など一人ひとりの個性を尊重し、認めあい、だれもが自分らしく輝き、差別・偏見がなく、安心して暮らせるまちの実現に向けた取組みを推進します。

区民の国際感覚を養うとともに、都市が抱える共通の課題を解決につなげるために、地域からの国際交流・国際協力を進めます。

施策（1）平和の希求

■めざす姿

さまざまな機会を通して子どもたちをはじめとした幅広い世代の区民のあいだで、平和への意識が醸成され、次の世代へも平和の尊さが引き継がれています。

■現状と課題

- 北区では、昭和 61(1986)年 3 月に「平和都市宣言」を制定し、平成 23(2011)年には、世界恒久平和の実現を目的とする「平和市長会議」（現、平和首長会議）にも加盟しています。また区内には、戦時下の面影を残す史跡や平和に関する史跡が数多く残っています。
- 世界では争いが絶えず、平和を脅かす武力行為が発生しています。幅広い世代の区民が、平和について考えるきっかけづくりが求められています。
- 戦争を経験した世代の高齢化が進むなど、戦争の悲惨さを語り継げる人が減少しています。

■施策の方向

① 身近な場所から平和を考える取組みの推進

- ・戦争の記憶を風化させることなく幅広い世代の区民に継承していくために、区内の平和に関する史跡などを紹介・周知する事業を推進し、身近なところから平和について考える機会を提供します。
- ・平和に関する普及啓発の推進や平和に関する展示作品の制作など、区民や将来を担う子どもたちに、平和祈念事業への積極的な参画を促し、平和への意識醸成を図ります。

② 平和教育の推進

- ・学習指導要領を踏まえ、小・中学校における社会科等の中で、戦争の歴史や紛争の実態、国際理解などの学習を行い、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養います。

施策（２）人権の尊重と多様性を認めあう意識の醸成

■めざす姿

年齢や性別、障害の有無や国籍、性的指向、性自認などの多様性を尊重し、認めあい、だれもが自分らしく輝ける差別・偏見のない地域社会になっています。

■現状と課題

- 年齢や性別、障害の有無や国籍、性的指向、性自認などに対する差別や偏見が存在します。引き続き、さまざまな差別の解消に向けた取り組みが必要です。
- 社会状況等の変化に伴い深刻な人権問題が生じています。インターネット上での人権侵害、あらゆるハラスメントや暴力、不当な差別・偏見など、新たに顕在化する人権問題の解決に向けた取り組みが必要です。
- 多様な生き方、個性や価値観を尊重しあう地域社会の実現に向け、令和4(2022)年4月から、北区パートナーシップ宣誓制度¹を導入するとともに、性の多様性に関する正しい知識と理解の普及に努めています。

■施策の方向

① 人権意識の向上と支援

- ・いじめ、虐待、差別的言動、誹謗中傷などの人権侵害のない人権尊重社会の実現に向け、啓発事業の充実を図り、人権意識の向上に取り組みます。
- ・嫌がらせやいじめ等のハラスメント対策や防止措置、事案が起こった際の迅速かつ適切な対応などの普及啓発に取り組みます。
- ・偏見、いじめや差別などの人権侵害で悩んでいる人に対して、関係機関と連携し、課題解決に向けた支援を行います。

¹ 北区パートナーシップ宣誓制度：一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いをパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度。

② 多様性の理解促進

- ・一人ひとりの違いや個性が尊重され、だれもが暮らしやすい社会環境の整備と、異なる価値観に対する相互理解を深めるための取組みを推進します。

施策（3）男女共同参画社会の推進

■めざす姿

性別による固定的な役割分担意識が払しょくされ、だれもが個人として認められ、能力・個性を発揮することができます。

■現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するためには、男女が対等な立場で、自らの意思によって社会のあらゆる分野・さまざまな活動への参画を推進することが必要です。
- 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を含む固定的な性別役割分担意識が、社会の慣習、人々の意識の中に未だ根強く残っています。
- 男女双方の意見が施策にバランスよく反映されるよう、審議会等における女性委員の積極的登用を促進する必要があります。
- 配偶者等からの DV（ドメスティック・バイオレンス）や虐待、デート DV、性暴力・性犯罪への対応として、暴力は犯罪であり絶対に許されないということや被害者にも加害者にもならないための周知啓発していく必要があります。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が改正され、女性のキャリア形成や育児と仕事の両立ができる職場環境の整備が求められていることから、事業者へ啓発を行う必要があります。
- 男女間の賃金格差や非正規雇用労働による女性の貧困を解消していくために、講座などを通じた自立支援の取組みが必要です。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の令和 6(2024)年施行に伴い、効果的な取組みが求められています。

■施策の方向

① 男女共同参画意識の向上

- ・男女が対等な立場で、一人ひとりが主体的な自己決定ができるよう、男女共同参画意識の向上に向けた啓発活動と情報提供、支援の充実や強化への取組みを推進します。
- ・次世代を担う子どもたちが男女共同参画の考え方を身に付けられるよう、長期的な意識啓発に努めます。

② 男女共同参画社会の形成

- ・だれもが性別役割分担意識に捉われることなく、一人ひとりを尊重することができる社会の実現に向けて、引き続き、区民の意識啓発に取り組みます。
- ・審議会等の政策・方針決定の場へ女性の参画を推進し、多様な価値観が区の施策に反映されるよう、女性委員の比率向上に向けた取組みを推進します。
- ・DV や虐待等を早期発見するための啓発活動や、被害者にも加害者にもならないための意識づくり、予防啓発に取り組むとともに、DV 等被害者支援のため、関係機関との連携及び相談体制の強化を図ります。

③ 女性の個性と能力の発揮

- ・女性が多様な生き方、働き方を選択できるよう、子育て世帯の女性はもちろんのこと、すべての女性が自分らしく、またライフプランにあった働き方を実現していくための支援を行っていきます。
- ・仕事と家庭の両立や働きやすい職場環境の実現に向けて、事業者への啓発を行います。

④ 困難な問題を抱える女性への支援

- ・女性を取り巻くさまざまな問題（DV や貧困等）に対し、国が定める基本方針や東京都が定める基本計画に基づき、女性が安心し、自立して生活するための支援に取り組みます。
- ・性被害や家庭の状況などさまざまな事情により、日常または社会生活を営む上で困難を抱える女性への円滑な支援に向けて、関係機関との連携を図ります。

施策（４）多文化共生のまちづくりの推進

■めざす姿

国籍や文化の違う人々が、交流を通して、言語や価値観の違いをお互いに理解したうえで、ともに暮らす地域になっています。

■現状と課題

- 日本人区民と外国人区民の交流の機会が少なく、互いの文化や生活習慣等の違いに対する理解が進んでいないことから、交流の機会を増やし、異文化理解を促進していく必要があります。
- 外国人区民の中には、日本語がわからない人も多くいるため、情報が正確に伝わらず、日常生活において誤解やトラブル等が生じています。今後も外国人区民の増加が見込まれるため、多言語及びやさしい日本語での情報提供や日本語学習の機会の拡充が求められています。
- 多文化共生社会を実現するためには、さまざまな取組みをボランティアや支援団体等と連携・協働して推進していく必要があります。そのため、多様な支援団体等との連携・協働を強化するとともに、多文化共生社会の担い手となる人材の育成が必要です。

- 中国・北京市西城区への区民交流団の派遣及び同区からの交流団の受入とアメリカ合衆国・カリフォルニア州ウォルナットクリーク市への青少年交流団の派遣事業を実施しています。引き続き国際交流を推進し、区民の国際感覚を育み、国際理解を深めていく必要があります。

■施策の方向

① 異文化理解の促進と外国人にも暮らしやすい環境づくり

- ・日本人区民と外国人区民双方の交流の機会を増やし、異文化理解を促進するとともに、外国人区民の地域コミュニティへの参加を促し、外国人区民ならではの視点や文化・経験をまちづくりに活かしていきます。
- ・日本語学習支援の充実や、多言語・やさしい日本語による情報提供の徹底など、外国人区民が安心・自立して暮らせる環境づくりを進めます。

② 外国人支援団体等との協力体制の強化

- ・外国人を支援する団体やボランティア等さまざまな主体との連携・協働を図るとともに、多文化共生を担う人材の輪を広げていきます。

③ 海外友好都市との区民交流の推進

- ・海外友好都市との文化芸術・スポーツ等を通じた区民主体の交流を推進するとともに、次代を担う青少年等の多様性を認めあう国際感覚の育成を図り、文化・教育の充実、都市のイメージ向上、都市のアイデンティティの確立につなげます。

■政策の方向性

多様な人が地域に参加しやすい仕組みづくりを推進するとともに、地域の担い手となる主体同士の連携を促進します。

また、年齢や国籍などに関係なく、集い、支えあい、安心できるよう、地域活動のための環境づくりを推進・支援します。

施策（1）コミュニティ活動の支援

■めざす姿

多様な主体が連携して地域課題に取り組み、地域のきずなが育まれることで、新たな担い手が増え、まちが活気づいています。

また、年齢や国籍などにかかわらず交流が深まることで、人と人のつながりの大切さが実感でき、豊かに暮らせるまちになっています。

■現状と課題

- 少子高齢化や外国人人口の増加をはじめとする人口構造の変化や、生活環境の多様化に伴い、町会・自治会の組織運営の担い手が不足しています。町会・自治会への加入を促進するとともに、地域に対する意識や愛着を高めるきっかけづくりや、地域団体における人材確保や人材育成のための支援が必要です。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、区ではさまざまな団体による連携の仕組みづくりに取り組んできました。地域コミュニティをさらに活性化させるためには、これまでの活動主体に加え、新たなコミュニティ活動の担い手との連携・協働を推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化に伴い、コミュニケーションのデジタル化が進んでいます。
- コミュニティ活動への参加のきっかけづくりや、多様なツールを活用したコミュニティ活動への支援が求められています。
- コミュニティ活動を支えている NPO やボランティア団体においても、担い手が不足しています。NPO やボランティア団体の組織基盤の強化や、さまざまな団体との連携・協働がより一層求められています。

■施策の方向

① 地域コミュニティの活性化への支援の充実

- ・ 町会・自治会への加入促進や担い手づくりの支援のため、地域課題やライフスタイルに応じた講座の実施など、コミュニティ活動に参加できる仕組みづくりを推進します。
- ・ 年齢や国籍などにかかわらず、地域コミュニティの中で交流ができるように、ICTを活用した時代にあったコミュニティ活動への支援や、新たなコミュニティ活動の場や機会の提供を推進します。

② さまざまな団体の連携・協働の促進

- ・ 多様化する地域課題を解決するため、町会・自治会や地域活動団体に加え、さまざまな活動主体が連携・協働できるように支援します。
- ・ 社会の変化に対応するため、「NPO・ボランティアぷらざ」のさらなる機能強化についての検討を行い、協働推進体制の充実に図ります。

施策（２）コミュニティ環境の整備

■めざす姿

地域活動のための環境が整うことで、だれもが集い、支えあい、安心できるコミュニティが形成されています。

■現状と課題

- 地域のコミュニティ活動の場となる区民センターをはじめとする区民施設の整備にあたっては、既存の類似施設の利用者数や利用状況等を把握し、必要な機能についての検討を行っています。社会情勢の変化や区民のニーズに対応した施設の整備が求められています。
- 区民施設の老朽化が進んでいるものの、施設の保全には多額の経費を要するため、計画的な施設の維持管理・改修等を行う必要があります。
- 区民施設の運営を担ってきた地域住民の高齢化等に伴い、施設運営の担い手不足が危惧されています。また、区民施設が幅広い世代が利用できる地域全体の交流の場となるように、効果的な運営方法の整理・検討が必要です。

■施策の方向

① 区民施設の適切な配置と維持管理

- ・区民施設の改修等にあたっては、地域の人口動向や時代のニーズを適切に把握し、だれもが快適に利用できる環境づくりを計画的に進めていきます。
- ・施設管理者が専門技術者と連携し、区民施設の適切な維持管理業務を進めることで、区民施設の保全を推進していきます。

② 安定的・効果的な施設運営の推進

- ・地域コミュニティの拠点として、地域の実情にあわせた管理運営を推進し、施設を安定的・効果的に運営していきます。

政策3 活力ある地域産業の形成

■政策の方向性

地域活力の源泉である区内産業の活性化を図るため、既存産業の持続的な発展や個店、商店街などの新たな魅力づくりの支援に加えて、創業しやすい環境を整備します。

また、だれもが自らの能力を発揮できるよう、ライフステージやライフスタイルにあわせた、働きやすい環境づくりを支援します。

施策（1）区内企業の経営支援・創業促進

■めざす姿

区内の企業が持続的に発展を遂げているとともに、さまざまな世代が起業・創業にチャレンジできる環境が整い、創業であふれるまちになっています。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、不安定な国際情勢による原材料価格、エネルギーコストの上昇など、先行き不透明な状況が続いており、中小企業の経営悪化要因も複雑化・複合化するとともに、今後もさまざまな影響が懸念されます。そのような中で、事業継続や雇用維持に取り組む中小企業を下支えするには、区内産業団体をはじめとする多様な主体との連携を強化し、多面的な支援を実施する必要があります。
- 経営者の高齢化等による後継者不足の課題を抱える企業もあり、廃業の未然の防止や円滑な事業承継に向けた支援が必要です。
- 企業においては、SDGsを経営に取り込んでいくことが、持続的な企業価値向上の観点から重要な課題となっており、国はSDGsの企業経営への取り込みを支援しています。北区においても、持続可能な地域経済の実現に向けて、区内企業のSDGsの取組みを促進していく必要があります。
- 近年、働き方改革関連法の施行や、企業における兼業・副業に関する規定の緩和が進むなど、ますます創業の機運は高まっています。今後、多様化する創業ニーズに対応するため、起業家精神の醸成を図る取組みや、創業しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。
- ビジネスの手法を用いて地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスが、少しずつ広がりを見せています。暮らしやすい地域を実現し、地域活力の創出を図るためにも、コミュニティビジネスを振興していくことが重要です。

■施策の方向

① 中小企業に対する多面的な支援の推進

- ・経営全般から販路拡大、融資等までを一体的に相談できる経営相談総合窓口の充実・強化を図るとともに、オンライン経営相談など利便性の高い支援策を実施していきます。
- ・地域の産業団体をはじめとする多様な主体との連携を強化し、効率的な機能分担を図りながら、中小企業への多面的な支援を実施します。
- ・事業承継についての課題を持つ中小企業を支援するため、専門家による経営相談を実施するとともに、必要に応じて資金確保に係る支援や、専門支援機関への誘導を行います。
- ・区内企業によるSDGsへの取組みの「見える化」を行うとともに、その取組みを促進していきます。

② 創業に関する効果的な支援の推進

- ・創業希望者の増加を図るため、さまざまな世代に対し、創業へのモチベーションを喚起する取組みを実施します。
- ・創業しやすい環境づくりを進めるとともに、起業家の区内への呼び込み・定着を促すため、地域金融機関をはじめとする創業支援機関との連携を図りながら、起業を学ぶ場から起業後のフォローアップまでの一貫した支援や起業家同士のネットワーク形成の促進、創業支援施設の機能充実に図ります。
- ・コミュニティビジネスの創業を促進するため、担い手の発掘や創業支援の取組みを推進します。

施策（２）ものづくりの振興

■めざす姿

次世代を担う人材が育成され、技術や技能が円滑に承継されているとともに、企業の高付加価値化や経営基盤の強化が図られ、地域経済が活性化しています。

■現状と課題

- 区内産業全体の事業所数が減少傾向にある中で、北区の産業が今後も発展を遂げるためには、企業間の連携や区と産業団体との連携を強化する必要があります。また、各種連携を促進する中で、地元産業をけん引するリーディング企業を創出することが求められています。
- ものづくりの現場においては、自社の固有技能の承継に加えて、新しい技術のキャッチアップや、情報技術等を組み入れた生産性の高いものづくりを行う人材の育成が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、社会の価値観やニーズ、働き方を含めたライフスタイルは大きく変化し、企業にも変革が求められています。こうした中で、企業の生産性向上の実現に向け、新分野への事業展開や、製品の付加価値化等を推進し、企業の競争力強化を図っていく必要があります。

- ものづくり企業のイノベーションを促すためには、企業による積極的な研究・開発及び大学をはじめとする研究機関との連携を推進する必要があります。
- 渋沢栄一翁の新紙幣への肖像採用のほか、令和3(2021)年の大河ドラマの放映などにより、ゆかりの地である北区に高い関心が寄せられており、区内企業にとっても大きなビジネスチャンスとなっています。

■施策の方向

① ものづくり人材・企業の育成

- ・区内産業全体の活性化を図るため、企業間の交流や連携の強化を促進するための機会を創出します。
- ・技術や技能の承継に加え、新しい知識や技術の習得などの人材育成にかかわる取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力を高め、経営基盤の安定化を図ります。

② ものづくりイノベーションの推進

- ・AI、ロボット、IoT等の先端技術の活用や、新製品・新技術の開発、販路の拡大・開拓など、新たな事業展開に向けた企業の取組みを支援することで、ものづくり企業の競争力強化を図ります。
- ・区内企業と大学をはじめとする研究機関をつなぎ、産学官連携や企業同士の交流・連携を図ることで、製品の高付加価値化や技術の開発を促進します。

③ ものづくりのPR・ブランド力の強化

- ・区内のものづくり企業が持つすぐれた製品や技術等について、新たにブランド認定していきます。
- ・認定した製品や技術等を区内外に向けて効果的に発信していくことで、区内産業の活性化を図ります。

施策（3）にぎわいあふれる地域商業の実現

■めざす姿

魅力や特色ある個店や商店街などに、近隣住民が日々立ち寄るとともに、区内外から多くの人々が訪れています。

■現状と課題

- 区内には70を超える商店街があるものの、大型店・コンビニの進出、インターネット通販の普及による顧客離れなどにより、商店街を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。今

後、区内外から人が集まる商店街となるには、商店街の新たな魅力づくりや魅力の発信が不可欠であり、商店街独自の強みを活かした特徴的な取り組みや、地域と連携・協働した取り組みを進めるための支援が必要です。

- 商店街に加盟しない個店が増加傾向にあり、商店街自体の運営・存続が厳しい状況にあることから、商店街の価値を高め運営基盤の安定化を図る必要があります。
- 区民のライフスタイルやニーズが多様化する中、個店ではいかに多くの顧客にファンになってもらい、継続的に足を運んでもらうかが課題となっています。そのためには、それぞれの個店の魅力づくりを促進することが重要です。
- 区内には多くの空き店舗を抱える商店街があります。空き店舗を活用し、商店街の活性化や、暮らしやすい地域の形成につなげていくことが課題になっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の現金によるやり取りに代えて、スマートフォンなどによるキャッシュレス決済の需要が拡大しています。こうした中、決済手段の環境整備など、キャッシュレス化を促進し、地域経済の活性化につなげていくことが求められています。

■施策の方向

① 魅力ある個店・商店街づくり

- ・商店街の新たな魅力づくりに向け、商店街が中心となって大学、地域活動団体、企業等と連携・協働して行う、意欲的な取り組みを支援します。また、新たな来街者の獲得に向けて、商店街が持つ魅力と区内地域資源を組み合わせた取り組みや情報発信を行うとともに、新たな価値の創出を図る商店街を支援します。
- ・個店の魅力づくりに向けて、個店のファン獲得及び来街者の増加につながる意欲的な取り組みや、個店同士が連携して行う先進的な取り組みを支援します。また、個店の売上向上、顧客増加に資する支援策を実施していきます。

② 区民生活を支える産業の活性化

- ・区民生活に密接に関連したサービス産業が揃った、暮らしやすい地域を住まいの近くに形成するため、空き店舗について、地域のニーズ及び商店街の現状や特色を踏まえた、最適な業種・業態の出店を促進するとともに、多様な活動の場として活用する取り組みを支援します。
- ・区内店舗のキャッシュレス化など、デジタル活用の取り組みを支援し、利便性の向上や販売機会の拡大を図ります。

施策（４）だれもが働きやすい環境づくり

■めざす姿

働きやすい職場環境が整備され、だれもがライフステージやライフスタイルにあった柔軟な働き方を選択し、その能力を存分に発揮し、それぞれの環境の中でいきいきと活躍しています。

■現状と課題

- 企業による健康経営などのSDGs実現に向けた取組みは、企業価値の上昇につながり、人材の確保、新たなビジネス機会の創出、顧客の確保・定着、従業員のモチベーションアップ等による生産性向上に寄与すると注目されています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進や各種ハラスメント防止のための周知啓発に努めていますが、小規模な企業等においては、具体的な取組みを進めることが難しい場合があります。企業への意識啓発を行うとともに、勤労者に対するワーク・ライフ・バランス等への理解促進のための取組みを進める必要があります。
- 都内の有効求人倍率は、ここ数年低下を続けている状況です。国や東京都などと連携して今後の雇用情勢を的確に把握し、情勢に応じた就労支援を実施することが必要です。
- 働き方改革関連法の施行や新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、テレワークの普及等、働き方の多様化が進んでいます。こうした中で、柔軟な働き方の普及により生まれる多様な働き手が、就職し、成長・活躍できるよう支援していくことが求められています。また、区内企業に対し、新しい働き方に対応するための支援を行う必要があります。

■施策の方向

① 働きやすい環境の整備

- ・就業規則などの働き方の見直しに投資する中小企業への支援を行うとともに、SDGsや健康経営等の普及に向けた取組みなど、区内企業価値の向上に資する事業を展開していきます。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・企業や勤労者に対し、ワーク・ライフ・バランスと心身の健康の維持、各種ハラスメント防止に向けた啓発や支援を推進していきます。

③ 多様な人材の就労支援

- ・ハローワークや東京しごと財団等の関係機関と連携し、雇用情勢に応じた就労支援を実施するとともに、中小企業の人材確保や人材の定着に向けた支援を推進していきます。

政策4 人生に彩りを与える地域づくり

■政策の方向性

だれもが生涯にわたって学び、文化芸術に触れ、スポーツを楽しむことができるよう、活動の機会の充実や環境の確保に努めることで、北区ゆかりの文化芸術の継承や発展につなげていくとともに、スポーツ活動などの活性化を図ります。

そして、いきいきと活動できる環境の中で、学びを地域へ還元できる仕組みを整えます。

施策（1）生涯を通じた学習環境の充実

■めざす姿

だれもが生涯にわたって、多様な学習機会を活用して主体的に学び、学んだことを活かし地域で活躍しています。

■現状と課題

- 区民の学習ニーズが多様化する中、幅広い学習機会をさらに充実するとともに、学びを地域の発展やボランティア活動に活かし、つなげる、新たな仕組みづくりが求められています。
- 図書館利用者数が減少傾向にあり、若年層の読書離れも指摘されています。年齢を問わず読書に親しめるよう、図書を通じた交流の機会の充実や幅広いニーズにあわせた図書館資料の拡充、多様な図書館サービスが求められています。
- 子どもたちの読書活動を支援する児童サービス、点訳・音訳などの障害者サービス、北区の歴史や地域を知るための地域資料サービスなどをボランティアとの協働により実施しています。ボランティアは、活動を通じて得た学びを活かし、講師として教える側にまわるなど、学びの循環が生まれています。今後もこうした現状を深め、持続可能な図書館活動を展開できる環境をさらに整える必要があります。

■施策の方向

① 生涯にわたる学びの環境づくり

- ・多様なツールによる情報提供や学習相談体制の充実により、区民が学習に取り組みたいときに気軽に情報を得られる体制づくりを推進します。
- ・大学などの機関と連携し、リカレント教育²やオンライン配信を含めた多様な学習機会の創出と

² リカレント教育：義務教育や基礎教育を終えて労働に従事する職業人になってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことのできるシステムのこと。

学習の場を提供し、だれもがいつでも学び、学習成果を地域に還元できる仕組みづくりを進めます。

② 図書を通じた学びの充実

- ・学校図書館やさまざまな団体との連携、各図書館での特色ある展示、若年層を対象とした事業や幅広い世代に向けた講座の充実などにより、多くの区民が気軽に読書を楽しみ、図書を通じた交流を育むことのできる取組みを推進します。
- ・利用者ニーズの把握や地域の特性に応じた資料収集・情報提供を行うことで、図書を通じた豊かな学習環境を整えます。
- ・ボランティアとの協働等により、幅広い利用者ニーズに対応した図書館サービスの充実と多様な学びの機会の提供に取り組めます。

施策（２）だれもがスポーツを楽しめる環境づくり

■めざす姿

だれもが身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができる環境が整備され、スポーツを通じた地域住民同士の交流が活発に行われています。

■現状と課題

- スポーツ実施率は年々増加傾向にありますが、区民の健康維持・体力の向上や生きがい・社会参加の場として、身近で気軽にスポーツに参加できる場の提供が必要です。あわせて、スポーツ活動を支える人材・団体の育成が求められています。
- 東京オリンピック・パラリンピックを契機に、パラスポーツへの関心がより高まりました。パラスポーツにかかわる（する・みる・ささえる）機会づくりや、指導者の育成・確保など、障害に応じたスポーツを行うための支援が、より一層求められています。
- 区民の健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動に対するニーズが多様化していることから、身近にスポーツができる環境の整備に取り組んできましたが、区内のスポーツ施設の老朽化やバリアフリー対応に依然として課題があります。だれもが安全に利用できる施設を確保していくため、計画的な改修等を実施する必要があります。
- 東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承するとともに、ナショナルトレーニングセンターなど国の主要施設が集積する地域資源を活用して、「トップアスリートのまち・北区」を推進する事業を行っています。国内外のトップアスリートや各種競技団体と協働して、区民がスポーツに興味を持ち、参加する機会を増やしていく必要があります。

■施策の方向

① ライフステージ等に応じたスポーツを楽しむ機会づくり

- ・だれもが身近な場所で気軽にスポーツを楽しむ（する・みる・ささえる）機会の拡充を図ります。
- ・パラスポーツの体験などによるパラスポーツの理解啓発に取り組むことにより、障害のある人とない人の相互理解の促進や、障害者のスポーツ実施率の向上を図ります。

② 気軽にスポーツにかかわることができる環境づくり

- ・区立スポーツ施設の老朽化やバリアフリーへの対応を進めるとともに、区立学校施設の有効活用や国・東京都、区内大学や民間スポーツ施設との協力関係を構築することで、身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整えます。

③ スポーツを通じた地域の活力向上と体制づくり

- ・総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体、学校等と連携・協働し、身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる機会の充実に取り組みます。
- ・スポーツを支える人材である指導者の育成と資質向上に取り組むとともに、スポーツボランティアを育成する機会の充実に取り組みます。
- ・区民がさまざまな競技に興味をもてるように、パートナー都市協定を締結している日本オリンピック委員会や味の素ナショナルトレーニングセンターとの連携強化を図ります。
- ・区民が国内トップレベルの技術を身近に感じられるように、各種競技団体やトップアスリートとの連携・協働を推進します。

施策（3）個性豊かな文化芸術の創造と発展

■めざす姿

文化芸術に触れる機会が充実していることで、あらゆる世代が文化活動にかかわり、心の豊かさが育まれています。

■現状と課題

- 北区には、地域の中で受け継がれてきた多彩な文化や芸術活動があります。また、北区は渋沢栄一翁をはじめ、芥川龍之介やドナルド・キーンのゆかりの地であることから、文化芸術に触れることができる取組みを推進してきました。区民だれもが身近なところで文化芸術に親しむためには、文化芸術の裾野の拡大や魅力の発信が必要です。
- 区民が多様な文化芸術に触れられるよう、北とぴあやココキタといった文化芸術の拠点を中心に、文化芸術活動への支援を推進してきました。引き続き、区民や文化団体等が、区内で積極的

に活動できる環境を、ハード・ソフト両面から整えることが求められています。

- 文化芸術活動の推進や発展には、行政だけでなく、文化団体、ボランティア団体、企業等の北区内外で活動するさまざまな団体との連携・協働が不可欠です。
- 区民が継続的に文化芸術を享受するためには、文化芸術活動の担い手の育成や、文化団体等の自立的、継続的な運営に向けた支援が必要です。

■施策の方向

① 文化芸術に触れる機会の充実

- ・年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、だれもが気軽に文化芸術に触れる機会を創出することで、多様な活動や人とのつながりを広げるための取組みを推進します。
- ・だれもが北区ゆかりの文化を身近に感じられるように、さまざまな団体と連携した、文化芸術事業を推進します。
- ・区民や文化団体等が区内で積極的に活動できるよう、文化芸術活動の拠点となる施設の有効活用や機能向上を図るだけでなく、北区特有の水辺やみどりの空間の積極的な活用にも取り組みます。

② 個性豊かな文化芸術活動への支援

- ・文化芸術を支える仕組みづくりと人材育成を推進することで、北区らしいオリジナリティあふれる創造活動を支援します。

施策（４）歴史的文化の継承と活用

■めざす姿

北区の歴史や固有の文化の保存・活用が進むことで、文化財の魅力や価値への理解が深まり、次世代に継承されています。

■現状と課題

- 転入者数の増加や世代交代等によって地域で行われている伝統行事を知る人が減少しており、歴史的文化を次世代へ継承するための取組みが必要とされています。
- 区内には国・東京都・区の指定を受けて保護された史跡・文化財以外にもさまざまな遺跡や建造物、石造物などの文化財が存在します。これらを学校教育の場で活用するなど、幅広い世代に地域の文化を広めていく必要があります。
- 中里貝塚は日本最大級の貝塚であり、平成12(2000)年9月には国指定史跡として指定されているにもかかわらず、活用が十分に図られていなかったため、令和2(2020)年度に整備基本計画を策定し、整備を進めています。

- より多くの区民が北区の歴史や文化に触れ・親しみ、理解を深めてもらえるよう、飛鳥山博物館における展示や講座、情報発信に継続的に取り組んでいく必要があります。

■施策の方向

① 歴史的文化の保存と継承

- ・区内の貴重な文化財を適切に保存し、次世代に継承していきます。
- ・地域で行われている伝統行事などについて、子どもころから身近に感じられるよう、学校教育と連携した取組みや、後継者育成に対する支援を推進します。

② 歴史的文化の活用と発信

- ・文化財の現地解説板の工夫などにより、気軽に文化財について知り、理解を深められる取組みを充実します。
- ・中里貝塚史跡広場と上中里2丁目広場を整備し、中里貝塚の価値を高め、史跡を活かしたまちづくりを推進します。
- ・北区の歴史や文化財などについて広く関心をもってもらえるよう、飛鳥山博物館における展示や講座を充実するとともに、学校・地域と連携した講座や出張授業などにより、文化財に触れ、学ぶ機会の充実を図ります。
- ・北区固有の文化財の魅力をより多くの人に知ってもらうため、SNSなどを活用し、効果的な情報発信に取り組めます。

■政策の方向性

人と人との交流の輪をさらに広げ、新たな魅力の創出や魅力の発信を促進します。

そして、人々の区への関心を深め「来たい、かかわりたい、住みたいまち」北区をめざした取組みを推進します。

また、北区への誇りと愛着を育むとともに、地域をよりよくするために、主体的に自らかかわるシビックプライドを持つ人が増える環境を整備します。

施策（1）北区の魅力を活かした観光振興

■めざす姿

これまで紡いできた歴史や文化・伝統などの地域の個性や魅力に加え、公民連携をはじめとした多様な主体との連携により新たな魅力が創出、発信されています。それにより北区への関心が高まり、訪れ、回遊し、交流する人が増えて、まちのにぎわいにつながっています。

■現状と課題

- 北区観光の中核推進組織となる一般社団法人東京北区観光協会や、観光ボランティアガイド等と連携し、北区観光の魅力の効果的な発信や観光の推進に向けた事業を行ってきました。引き続き北区観光を発展させるために、公民連携・公公連携の推進や、観光にかかわるさまざまな主体との連携・協働を推進することが求められています。
- 北区には、渋沢栄一翁と近代化産業遺産、江戸の行楽地であり日本の公園第一号となった飛鳥山公園、桜や紅葉等四季折々の景色が楽しめる石神井川や荒川河川敷をはじめとした豊かな自然、歴史に育まれてきた文化・芸術があります。また、地域に根付いた商店街・産業・お祭り、新幹線・在来線・都電などの鉄道風景など、多彩な個性や魅力にあふれた観光資源があります。これらの観光資源を発掘・再発見し、磨き上げ、つなげることで、観光事業を持続的かつ効果的に推進していくことが求められています。
- 国は、インバウンドを基軸とした観光施策を積極的に展開し、近年は訪日外国人旅行者数が増加傾向にありました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドが減少し、旅行者の意識や行動が多様化するなど、観光を取り巻く環境が大きく変化しました。新しい日常に対応した観光として、近場を巡るような新たな観光スタイルや、デジタル技術を活用した観光コンテンツ等が求められています。
- イベント等で人が密集する際や自然災害発生時には、来訪者の安全・安心を十分に保つため、事前に観光危機管理の方策を想定することで、関係者の観光における危機管理意識を高め、安全・安心の確保及び二次災害の抑止を行うことが求められています。

■施策の方向

① 観光の経営力の向上

- ・行政が担う観光サービスと民間が展開する観光事業を戦略的に役割分担しながら、観光にかかわるさまざまな主体同士が連携できる体制の強化を図ります。
- ・観光にかかわるノウハウを集約しながら、観光関連事業者が北区で観光事業に参入し、継続していけるような土台づくりを推進します。

② 多様な主体と連携した都市観光の推進

- ・国や東京都、他自治体と連携するとともに、区民や事業者と協働しながら、観光事業を推進します。
- ・一般財団法人東京北区観光協会と連携し、北区ならではの観光資源の磨き上げを行い、公共空間を活用した質の高い観光を推進します。
- ・観光ボランティアガイド等の区民の取組みを支援します。また、北区にかかわる人や企業を増やし、北区ファンの創出と獲得を図ります。

③ 安心して楽しむことができる観光の環境づくりの推進

- ・観光の顔をつくることや観光資源の磨き上げのために、新たな仕組みやデジタル技術の複合的な活用を図り、新しい日常に対応した観光を推進します。また、観光インフラの充実に取り組むことで、受け入れ環境が充実した観光を推進します。
- ・区内の回遊促進やゆかりのある地域との交流を推進し、地域のにぎわい創出に取り組みます。
- ・災害や事故等の発生に備えて、旅行者や観光客の安全の確保や観光関連事業が継続できるよう、関係機関と連携した観光危機管理への対応を図ります。

施策（２）シティプロモーションによるシビックプライドの醸成

■めざす姿

地域の魅力の高まりや子どものころからの教育などによって、区民が地域に対して誇りと愛着を感じるとともに、まちをより良くしていこうと主体的にかかわる人がさらに増えることで、地域の魅力が一層高まり、定住化にもつながっています。

■現状と課題

- 北区民意識・意向調査（令和3(2021)年度）では、「北区に愛着を感じている」と回答した人の割合は、73.7%となっています。年齢別にみると、18～29歳、30～39歳の「北区に愛着を感じている」と回答した人の割合が、他の年齢より低くなっています。
- 区民のシビックプライド醸成のための取組みとして、北区アンバサダーをはじめとする北区ゆか

りの著名人とタイアップした事業や郷土の偉人にクローズアップしたプロジェクトを組織横断的に展開し、推進してきました。

- 「住めば、北区東京。」をブランドメッセージとして掲げ、「北区の住みやすさ」を中心に北区の魅力が区内外へ向けてさまざまな媒体でPRしてきました。
- 「東京北区渋沢栄一プロジェクト」の一環で実施した「渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館」事業では、多くの区民・区内事業者が多様な形で事業にかかわり、北区の魅力を発信し、盛り上げました。
- 子どもたちが北区に愛着を感じ、誇れるような取組みの一つとして、渋沢栄一翁に関する副読本を制作しました。郷土の偉人・渋沢栄一翁を通じて、北区を知り、学ぶ機会が増えたことから、一過性の事象で終わらせることなく、今後も継続していくことが求められます。

■施策の方向

① 公民連携によるプロモーションの実施

- ・区民一人ひとりがシティプロモーションの主役となり、行政がそれを支援・促進していく形が、今後シビックプライドを醸成していく上で重要となります。北区の新たな魅力や価値を創出することに意欲的な区民や区内事業者・関係団体と連携を図り、事業展開、プロモーションを推進します。

② 多様な媒体・主体で話題を誘う魅力ある情報の発信

- ・北区の個性や魅力、そして住みやすさを多くの区民、特に子育てファミリー層・若年層に伝えられるよう、職員の広報スキルを高め、より効果的・多角的な媒体での発信をします。
- ・区民自身が自ら北区の魅力に気づき、発信したくなるような仕掛けを構築していきます。

③ 「渋沢栄一ゆかりのまち」の定着

- ・令和6(2024)年は、新一万円札の肖像が渋沢栄一翁に変わり、区内外に北区をPRする絶好の機会となります。新紙幣に関連する事業を組織横断的に展開するとともに、旧渋沢庭園を中心とした飛鳥山のさらなる魅力向上などを公民連携により進め、「渋沢栄一ゆかりのまち」の定着を図ります。
- ・学校教育を通して子どもたちが渋沢栄一翁をはじめとする郷土の偉人に触れる機会をつくり、北区に住むことの誇りと愛着を育みます。

基本目標 2

世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き

健やかに暮らせるまち

政策 1 すべての子どもが健やかに過ごせる仕組みづくり

■政策の方向性

子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、すべての子どもの権利を尊重し、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げます。

また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進します。

施策（1）子どもの権利を守り、健全な成長を育む

■めざす姿

すべての子どもが権利や尊厳を守られ、自らの将来に明るい希望を持ちながら、安心して健やかに成長しています。

■現状と課題

- 貧困やいじめ、虐待といった子どもを取り巻くさまざまな課題に対して、行政と家庭をはじめとしたすべての区民が一体となり、子どもを慈しみ、尊重し、子どもの育ちを支えることが一層求められています。
- 家庭内に問題が潜在化しやすいヤングケアラー³などは、周囲の大人がその存在に気づきにくいことや、子ども自身が生活上の負担を認識していないなどの課題があります。状況を把握し、社会的認知度の向上を図るとともに、早期発見・相談支援につなげる仕組みが求められています。
- 児童虐待受理件数はこの10年間増加し続けており、子ども家庭支援センターの令和3(2021)年度の児童虐待受理件数（526件）は、5年前の平成28(2016)年度の件数（314件）と比較して、約1.7倍となっています。また、相談の内容が複雑化・多様化しているため、1件当たりの対応回数も増加しており、相談体制のさらなる充実が求められています。
- ひとり親家庭や就業により親の帰宅が遅いといった、主に家庭の事情により、家でひとりで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもたちがいます。子どもたちが、身近で安心して過ごせる居場所づくりを推進することが重要です。
- 経済的に困難を抱える家庭においては、子どものさまざまな体験や学習の機会が少なく、結果として子どもの自己肯定感や学習意欲が低い傾向があります。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの状況に寄り添った支援を行うことで、貧困の連鎖を

³ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども

防止していくことが必要です。

■施策の方向

① 子どもの権利の尊重

- ・子どもが誰一人取り残されることなく、自らの気持ちや意見を表明し、将来への希望をもって自分らしく健やかに成長できるよう、すべての区民が一体となり、子どもの育ちを支える取組みを推進します。
- ・ヤングケアラー等の課題に対し、教育や福祉等の関係部署・関係機関と連携し、すべての子どもが健やかに育つ環境の整備に取り組みます。

② 児童虐待の未然防止と対応力の強化

- ・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関が連携するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。
- ・令和 8(2026)年度に北区児童相談所等複合施設を開設し、児童虐待の未然防止を図る子ども家庭支援センターと、専門性の高い困難事例の対応窓口としての児童相談所を中心としたさらなる対応力の強化に努めます。

③ 困難を抱える家庭への支援

- ・地域や民間団体、NPO 法人等さまざまな関係機関への支援を継続することで、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進します。
- ・困難を抱える家庭の子どもに寄り添った学習の支援を行うことにより、将来的な自立につなげるとともに、子どもと保護者が孤立することのないよう、ライフステージに応じた相談・支援をする仕組みの充実を図ります。

施策（２）子どもがのびのびと過ごせる環境の確保

■めざす姿

地域をはじめとするまち全体が相互に協力しあうことで、子どもがいきいきと活動できる環境が整っています。

■現状と課題

- 令和 3(2021)年度に全小学校 34 校に放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば⁴」を導入し、

⁴ わくわく☆ひろば：すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業

放課後等において、地域や保護者と連携して、子どもたちが安全に、安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことのできる居場所を提供しています。

- 年少人口の増加や共働き家庭の増加などにより、学童クラブの需要が高まっています。児童数の推移を注視し、待機児童が発生しないよう学童クラブの新設や定員拡大を図っています。
- 少人数学級の導入や児童数の増加に伴い、普通教室の整備が必要となっており、学校内で学童クラブ専用室を確保することが困難になっています。
- 地域の核となる人材が高齢化していることから、今後も地域全体で子どもを見守り育てる力を高めていくために、新たな担い手の確保・育成が必要となっています。
- 試行錯誤しながら自己を形成していく中高生世代に対して、交流の機会の提供や、抱えている悩みへ寄り添う支援が求められています。

■施策の方向

① 安全・安心で健やかに過ごすことのできる居場所の確保

- ・学童クラブと放課後子ども教室をわくわく☆ひろばとして一体的に運営することで、すべての児童が成長段階にあわせて自らの意思で活動を選択できる仕組みづくりを推進します。
- ・学童クラブの需要増に対応するため、学校施設の共用利用や学童クラブの整備にあわせ、わくわく☆ひろばの効率的・効果的な運営に取り組みます。
- ・わくわく☆ひろばにおいて、地域と連携した多彩な活動を展開し、子どもたちにとって魅力的な居場所を確保します。
- ・わくわく☆ひろばにおけるイベントやプログラムの実施、見守りについて、地域住民、保護者等が運営に参加できる仕組みづくりを推進します。

② 中高生世代の育ちを支える環境への取組み

- ・SNS等を活用することにより、中高生世代が悩みや不安、関心事まで気軽に相談できる環境づくりを行うなど、支援の充実を図ります。

施策（3）だれもが安心して子どもを産み、育てられる環境への取組み

■めざす姿

だれもが安心して子どもを産み育てられ、それぞれの家庭状況に適した切れ目のない支援を受けることで、明るく穏やかな気持ちで子育てができています。

■現状と課題

- 妊産婦・子育て世帯・子どもの誰一人取り残すことなく、相談を受けて適切な支援につなぐため、母子保健と児童福祉のより一層の一体的な支援の提供が求められています。

- 家族構成や働き方の多様化など、子育て環境は大きく変化しています。子育てのニーズや相談内容も複雑化・多様化してきており、ニーズに応じたさまざまな支援と相談体制のさらなる充実が必要です。
- 核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などにより、周囲に相談できる人がおらず、不安や孤立を感じながら妊娠・出産・子育てをしている保護者が増えています。妊産婦の不安や孤立化は、産後の児童虐待につながることを懸念されます。子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域の人々や関係機関が支援し、妊産婦や子育て世帯の不安解消につながる交流の場の提供や相談しやすい体制の整備が必要です。
- 子育て家庭のニーズの多様化にあわせてサービスの利便性を高める必要があり、SNSをはじめとする多様な媒体を活用した、迅速で的確な情報の提供が求められています。

■施策の方向

① 妊娠・出産・子育てに関する支援の推進

- ・妊娠・出産・子育てに対する不安解消のため、気軽に相談できる体制と専門的な相談につながる仕組みを整え、さまざまな課題に早期に対応することで妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- ・多胎児家庭やひとり親家庭など、支援が必要な家庭が顕在化する中で、すべての家庭が安心して子育てができるよう、ニーズに応じた多様な支援の提供に努めます。

② 孤立しない子育ての推進

- ・保護者が孤立しない子育てを推進するとともに、必要に応じて妊婦面接後の継続的なフォローにより、支援を図ります。
- ・保護者同士が気軽に情報交換し、安心して子育てができるよう、地域の交流拠点の充実を図ります。
- ・子育てに関する情報提供を多様な媒体を活用し、迅速に情報発信するなど、情報が必要な人に的確に届くよう、サービスの利便性向上を図ります。

施策（４）子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり

■めざす姿

子育てニーズに対応できる環境が整うことで、保護者が多様な暮らし方や働き方を選択できています。

■現状と課題

- 待機児童解消に向けた取組みによって保育所の待機児童は概ね解消されましたが、地域ごとの保

育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応が求められています。

- 女性の就業率の向上や男性の育児休業取得、テレワークの促進など、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てと仕事の両立に向けた多様なニーズに対応したサービスの充実を図るとともに、配慮が必要な子どもへの専門的な支援体制の充実が求められています。
- ファミリー・サポート・センター事業⁵において、ファミリー会員数に見合うサポート会員数を確保することが求められています。また、安定した事業運営を図るため、サポート会員の活動率を高める必要があります。
- すべての保育所において、保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもたちが安全に過ごすことができるよう、子どもの成長や発達、健康に配慮した質の高い保育サービスの提供が求められています。

■施策の方向

① 保育需要の変化への対応

- ・保育所の待機児童を発生させない取組みを継続するとともに、地域ごとの保育ニーズの変化にも柔軟に対応し、保育所の適正な運営体制を確保していきます。

② 多様な保育サービスの充実

- ・長時間保育や病児・病後児保育など、保護者の多様なニーズに対応した保育サービスを充実し、仕事と子育ての両立を支援します。
- ・発達に課題のある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの支援体制の確保を図っていきます。
- ・ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員数を増やす取組みを行うとともに、ファミリー会員が安心して子どもを預けることができる環境を整えます。

③ 質の高い保育サービスの提供

- ・すべての保育所で安全・安心な保育環境を提供できるよう、研修の充実や保育人材の確保支援など、保育の質の向上を図っていきます。

⁵ ファミリー・サポート・センター事業：ファミリー会員（育児の支援を受けたい方）とサポート会員（育児の支援をする方）がお互いに会員となり、地域の中で支え合いながら子育てをする会員制の活動

■政策の方向性

新しい時代の学びに対応した良好な教育環境を整えるとともに、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することで、子どもたちが自ら未来を切り拓く力を育みます。

また、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長を支えます。

施策（1）生きる力を育む教育の推進

■めざす姿

子どもたちの個々にあった学びや、多様な他者との協働的な学びにより、主体的に課題を解決する力が身につき、変化の激しい社会においても未来を切り拓く力が育まれています。

■現状と課題

- 学力や体力の向上及び心の育成については、国や東京都と比較して概ね良好な状況です。引き続き国・東京都・区の学力調査の結果を分析し、確かな学力の向上、豊かな心・健やかな体の育成に取り組むことが必要です。
- 国際化や情報化が急速に進展する中、これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、より質の高い授業を展開していくことが必要となっています。
- 北区における GIGA スクール構想⁶を推進するため、これまでの対面指導と一人 1 台端末等の ICT を活用した指導の良い面を組み合わせた教育の実践を進めていますが、学校・教員により実践状況に差があるため、ICT を活用した教育の質のさらなる向上を図る必要があります。
- 学校や地域の特性にあわせたカリキュラム・マネジメント⁷が実現できるよう、幼稚園・認定こども園・保育園、小・中学校が連携し、地域に根ざした特色ある教育活動を推進することが必要です。
- 生きる力の基礎となる幼児期の教育の重要性を踏まえて、すべての幼児の健やかな成長を支援し、小学校教育に円滑に接続できるよう、就学前教育を充実する必要があります。

⁶ GIGA スクール構想：令和元（2019）年 12 月に文部科学省から発表されたプロジェクトのこと。GIGA とは、「Global and Innovation Gateway for All」の略。全国の小・中学校に高速大容量通信ネットワークを整備することにより、多様な子どもたち一人ひとりを誰一人取り残すことなく、個別最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

⁷ カリキュラム・マネジメント：児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図ること、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図ること等を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図ること。

■施策の方向

① 知・徳・体の育成

- ・個に応じたきめ細かな学習を実施し、確かな学力の向上を図るとともに、探究的な学習や体験活動などを通じ、多様な他者と協働する中で豊かな人間性を育成します。さらに、多様な運動機会の創出により体力の向上を図るとともに、健康教育や食育の取組みを充実し、子どもたちの生きる力を育みます。
- ・外国語によるコミュニケーション能力・情報活用能力を育成し、子どもたちがグローバル社会で活躍できる力を培います。

② 北区における GIGA スクール構想の推進

- ・教材・教具等の学習ツールの一つとして ICT を積極的に活用し、得られたデータを基に個別最適な教育を実施します。また、一人1台端末や協働学習用支援ソフトの有効活用等により、協働的な学びを推進します。
- ・教員の ICT を活用した指導力のさらなる向上のため、研修や支援の充実を図ります。

③ 学校ファミリーを基盤とした特色ある教育活動の推進

- ・北区学校ファミリー構想⁸のもと、小中一貫教育を推進するとともに、サブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連続性を踏まえた教育活動を展開します。

④ 就学前教育の充実

- ・小学校と幼稚園・認定こども園・保育園との連携を深めるとともに、保育士・教職員の資質向上のための計画的な研修を実施することで、質の高い就学前教育及び健全で心豊かに成長するための支援を推進します。

施策（2）一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実

■めざす姿

学校生活上の不安や課題のある児童・生徒への相談・支援体制が整い、子どもたちが安心して教育を受けることができます。

⁸ 北区学校ファミリー構想：通学区域の重なる幼稚園・認定こども園・小学校・中学校からつくる近隣複数校園のネットワークにより、1校だけではできないことを複数校園で協力して実践し、質の高い教育を実現することを目的とした、小中一貫教育や幼稚園・認定こども園・小学校間の連携等の基盤となる北区独自の教育システム。12のサブファミリー（中学校1校といくつかの小学校、幼稚園・認定こども園からなる組みあわせ）ごとに、授業交流や教員研修の合同実施、児童・生徒の学校行事の交流等、さまざまな連携・交流活動を実施している。

■現状と課題

- 学習活動の困難や学校不適應等、子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化しています。課題を早期に発見し、関係機関と連携して解決に導く体制を一層強化する必要があります。
- 障害の特性や状況により、特別な支援を必要とする子どもが増加傾向にあります。一人ひとりの状況にあわせた適切な教育を受けられるよう支援していく必要があります。
- 「東京都北区いじめ防止基本方針」に基づき、区・学校・保護者・区民及び関係機関が一体となっていじめの未然防止、早期発見及び再発防止に取り組んでいます。今後も、SNSにおける誹謗中傷やいじめ動画の拡散など、多様化するいじめに対し適切に対応していく必要があります。
- 増加傾向にある不登校児童・生徒に対する教育機会の確保や不登校の解消を図るため、学校・家庭・関係機関が連携し、支援に取り組んでいく必要があります。
- 外国人児童・生徒等が増加していることから、学校における円滑な受け入れを進める必要があります。

■施策の方向

① 相談体制の充実

- ・ 就学相談、教育相談、不登校相談など教育に関する窓口について、関係機関とさらなる連携を図ります。
- ・ 令和8(2026)年度に教育総合相談センターが北区児童相談所等複合施設へ移転することに伴い、児童相談所や子ども家庭支援センター、児童発達支援センターとのさらなる連携強化を視野に入れ、子どもたちの抱える課題への相談体制の強化を図り、複雑化・多様化する相談に迅速に対応します。

② 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

- ・ インクルーシブ教育システム⁹の構築に向けて、乳幼児期からの切れ目ない支援と、義務教育にかけての多様な学びの場の提供を図り、特別な配慮を必要とする子どもへの支援を推進します。
- ・ 特別支援教育にかかわる教職員の専門性向上のための研修等の充実や、児童・生徒、保護者・区民への特別支援教育に関する理解のさらなる促進を図ります。

③ いじめ・不登校等への対応の充実

- ・ いじめや不登校、問題行動などに対しては、Q-U¹⁰等のアンケート結果を学級運営に活用し、早期発見に努めるほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、家庭と子供の支援員などと連携し、適切に対応・支援を図ります。また、人権・道徳教育を通して心の教育を充実

⁹ インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みのこと。

¹⁰ Q-U：楽しい学校生活を送るためのアンケート

していきます。

- ・学びの場を確保できるよう、一人1台端末を活用した授業の配信や関係機関との連携等による不登校の児童・生徒への支援を行っていきます。

④ 外国人児童・生徒等への学習支援

- ・外国人児童・生徒等の就学の機会を適切に確保します。また、日本語指導が必要な児童・生徒に対し、日本語による学習活動への参加支援を行っていきます。

施策（3）意欲的に学べる教育環境の整備

■めざす姿

新しい学びの形を柔軟に取り入れ、子どもたちの力を引き出すことのできる良好な教育環境が整っています。

■現状と課題

- マンション建設等の地域開発により急激な児童・生徒数の増加が見込まれる学校や、35人学級の段階的な導入等により、普通教室等の確保が困難な学校が生じていることから、適切な教育環境を確保できるよう対策を講じていく必要があります。
- 学校施設の多くは、昭和30年代半ばから昭和40年代半ばに集中的に整備されていることから、計画的に改築及びリノベーション事業に取り組み、「教育先進都市・北区」にふさわしい環境整備を進めていく必要があります。
- 国が掲げるGIGAスクール構想に基づき、区立小・中学校の全児童・生徒に一人1台端末と校内通信環境を整備し、令和3(2021)年度より活用を開始しました。今後も、児童・生徒がICTを活用した学習活動に円滑に取り組むことのできる環境を整備する必要があります。
- 学校や子どもたちの課題が複雑化・多様化し、教職員に求められる役割の拡大が長時間勤務へとつながり、教職員が児童・生徒に向きあう時間を十分にとることが難しくなっています。教職員の負担を軽減するとともに、新たな教育課題に対応していくための資質・能力向上のための取り組みの充実が求められています。

■施策の方向

① 適切な教育環境の確保

- ・人口推計、地域開発の動向、通学区域ごとの分析等を踏まえた検討・調整を行い、教室確保策や学校規模に応じた運営上の支援策を推進します。

② 学校の改築・リノベーション事業の推進

- ・更新時期を迎える学校施設について、「北区立小・中学校長寿命化計画」、「北区立小・中学校整備方針」に基づき、改築事業及び既存校のリノベーション（長寿命化改修）事業を推進し、改築更新時期の平準化に努めながら、社会環境の変化やニーズに応じた教育環境の向上・充実を図ります。

③ 学校における ICT 環境の整備

- ・児童・生徒が安心して学びを継続できるよう、ICT を取り巻く環境の変化に応じて、児童・生徒や教職員などの現場の声を踏まえて ICT 環境の整備・充実を図ります。

④ 教職員の働き方改革の推進

- ・教職員の働き方改革を推進し、児童・生徒と向きあう時間の確保に向けて教職員の負担軽減を図ります。
- ・新学習指導要領や新しい教育課題へ対応できるよう、教職員研修の整備・充実を図ります。

施策（４）学校・家庭・地域の連携・協働の推進

■めざす姿

学校・家庭・地域のつながりが深まり、地域の力を活かした学校運営が進むとともに、子どもたちが地域の一員としてさまざまな活動を通じて、健やかに成長しています。

■現状と課題

- 学校や家庭、地域を取り巻く環境が複雑化・多様化しており、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、子どもの成長を支え、見守るための組織的・継続的な取組みをより推進していくことが求められています。
- 子どもたちが多種多様なスポーツや文化活動を将来にわたり持続的に親しむことのできるよう、学校部活動だけではなく、地域と連携した仕組みづくりが必要です。
- 学校施設の地域開放については、間口を広くすることで利用数が増加していますが、制度が複雑になっており、使いやすい制度にしていく必要があります。
- 家庭は子どもたちの健やかな育ちの基盤ですが、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学び助けあう機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しており、家庭教育を地域全体で支援する必要があります。
- 少子化や核家族化、情報化社会の進展により、青少年を取り巻く環境が大きく変化し、子どもたちの健やかな成長に必要な生活体験や自然体験などの実体験が不足しています。
- スマートフォンなどの携帯情報端末の急速な普及に伴い、有害情報への容易なアクセスや、非行や犯罪が見えにくくなるなどの課題があるため、子どもたちがトラブルに巻き込まれないよう取

り組んでいく必要があります。

- 青少年健全育成の担い手の高齢化など後継者不足が課題となっており、担い手の育成への取り組みが必要です。

■施策の方向

① 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ・地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進します。また、子どもや家庭・学校・地域が抱えるさまざまな課題の解決に向け、相互に連携・協働する体制づくりを進めていきます。
- ・学校施設の地域開放制度において、学校・地域と連携・協力し、利便性向上にむけた取り組みを推進します。
- ・地域全体で子育て家庭を見守るとともに、保護者が家庭教育について学ぶ機会の充実を図ります。

② 青少年の健全育成と自立支援

- ・青少年が地域の一員としての誇りを持ち、自主性や社会性を養えるよう、青少年の健全育成を支えるさまざまな団体と協力し、地域活動への参加促進や多様な体験活動などの学習機会の充実を図ります。
- ・地域や学校 PTA と連携し、青少年を取り巻く有害情報への対策や非行防止・犯罪防止活動を推進していきます。
- ・青少年の健全育成を担う団体への支援や、将来の担い手となる人材の育成に取り組めます。

■政策の方向性

区民一人ひとりが、日々、心身ともに健やかな生活をおくり、安心して医療が受けられるよう、健康の増進に向けた取組みを充実するとともに、感染症予防への対策も講じながら、地域で必要とされる質の高い医療提供体制を整えます。

施策（1）こころと体の健康づくりの推進

■めざす姿

あらゆる世代が自分のこころと体の健康に関心をもち、いつでも健康づくりに取り組むことができ、自分らしい健やかな状態を保ちながら、生活をおくることができます。

■現状と課題

- 区内の65歳健康寿命は、わずかに延伸しているものの、東京都平均や特別区平均を下回っています。健康寿命の延伸につながるよう、さらなる疾病の予防や早期発見・早期治療を支援するとともに、若い世代から、生活習慣病を予防するための食事や運動など、生活習慣に関する正しい理解と知識の普及啓発が必要です。
- こころを健康に保つためには、本人や身近な人たちが、早めに気づいて相談につなげるのが重要ですが、潜在的に悩みを抱える人を把握することが難しく、各種相談窓口の周知や啓発を行うとともに、さらに関係機関や地域と連携することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、健康診査及びがん検診等の受診控えや、乳幼児健診においても、受診率の低下傾向がみられます。疾病の予防や早期発見のために、受診率向上に向けた取組みが求められています。

■施策の方向

① こころと体の健康づくりの充実

- ・健康寿命の延伸につながるよう、子育て世代や働く世代など若い世代からの生活習慣病予防に向けた取組みの充実を図ります。
- ・地域のさまざまなコミュニティの特性に応じた保健活動を通じて、地域のつながりを活かした「気軽にできる健康づくり」の自主的な活動を支援します。
- ・さまざまなこころの悩みに対し、一人ひとりにあった支援や医療につなぐため、関係機関や地域との連携を強化します。

② 疾病の早期発見・早期治療の推進

- ・蓄積した受診結果のデータ等を活用して健康診査及びがん検診等の受診勧奨に努めるとともに、受診しやすい体制や環境づくりを推進することで受診率の向上を図り、疾病の早期発見・早期治療に結び付けます。

施策（２）区内医療環境の充実

■めざす姿

だれもが必要な時に、安心して健康に関する相談や質の高い医療の提供を受けることができ、住み慣れた地域の中で、穏やかに暮らし続けることができます。

■現状と課題

- 後期高齢者のうち 85 歳以上の人口の増加や、医療の高度化・専門化、社会環境の変化等に伴い、在宅療養を含む医療需要の増加が見込まれ、地域で必要とされる保健医療や在宅療養を支える体制整備が求められています。
- 慢性期病床の将来的な需要増加が見込まれる中、多くの慢性期病床を有する施設や設備で老朽化の進行が懸念されます。将来必要とされる病床を安定的に確保するため、施設や設備の現状を把握し、医療環境の充実を図ることが求められています。
- 身近な地域で、安心して健康や病気に関する相談や治療が受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局のより一層の普及・定着を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした新興感染症の対応について、感染症の拡大時における医療提供体制の確保や診療検査体制の整備など感染症対策の強化が求められています。

■施策の方向

① 地域の医療提供体制の充実

- ・「東京都地域医療構想」に対応しながら地域の実情をきめ細かく把握し、将来必要とされる地域の医療提供体制のあり方や、区内の病院の老朽化などに備え、必要とされる区内の病床の維持・確保策について検討していきます。

② 在宅療養の支援体制の充実

- ・住み慣れた地域でだれもが安心して充実した在宅療養生活をおくることができるよう、在宅療養の支援体制の充実を図ります。
- ・区民の在宅療養生活を支えるため、ICT 機器を活用した医療、介護関係者間での情報共有をさらに進め、多職種連携の取組みを支援します。

③ 新興感染症への対応

- ・医療機関や医師会等との連携を通じて、医療機関をはじめとした地域全体の感染症対策の底上げを図ります。

政策4 いくつになっても自分らしく輝けるための仕組みづくり

■政策の方向性

いくつになっても、住み慣れた地域で、自分らしくいきがいをもって暮らすことができるよう、地域の中で、人と人がつながり、支えあい、活躍できる環境の充実をめざした取組みを推進します。

施策（1）いくつになっても自立した生活が続けるための取組み

■めざす姿

一人ひとりが、役割といきがいをもって社会に参加し、心身ともに健やかに、日々の暮らしに豊かさを感じながら生活をおくることができます。

■現状と課題

- 住み慣れたまちでいきいきとした高齢期を過ごすため、ボランティアや社会活動を通じたネットワークにより、コミュニティを活性化させ、高齢者の居場所づくりや社会参加のための支援の充実が必要です。
- 高齢者の就労を通したいきがいづくりのきっかけとして、高齢者就労に関する相談・マッチングの機会を増やすことが求められています。高齢者就労について、区民の認知度を高め利用者の増加を図るとともに、就労相談とマッチングを促進し、就労の場を増やしていく取組みが必要です。
- 日常の生活や災害などの緊急時においても、高齢者の孤立を防ぎ、地域とのつながりを継続することが重要です。そのために、高齢者が、必要な情報を受け取り、コミュニケーションの手段の一つとして、ICT機器を活用することができるよう使い方の支援を充実させることが必要です。
- 地域の高齢者一人ひとりが、役割といきがいをもって社会活動に参加することは、健康長寿につながります。元気で自立した生活が継続できるよう身近な地域で介護予防・フレイル予防¹¹の取組みが必要です。

■施策の方向

① 高齢者の社会参加と就労支援

- ・高齢者が役割といきがいをもって地域活動など社会参加へつながるための仕組みづくりを支援し

¹¹ フレイル予防：加齢によって筋力や認知機能等が低下し、健康な状態と介護が必要な状態の中間の「虚弱の状態（＝フレイル）」になるのを防ぐこと

ます。

- ・働きたいと希望する高齢者が働き続けられるよう、さまざまな就労の形を提案し、高齢者の働き方を支援します。
- ・高齢者が、区の情報や災害・防犯に関する緊急性の高い情報を取得でき、また、地域とのコミュニケーションを図る手段として、適切に ICT 機器が使えるよう、使い方や知識を学ぶ機会を創出します。

② 介護予防・フレイル予防の推進

- ・身近な地域で介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、住民主体の介護予防につながる活動を行う通いの場の立上げ支援、多様な通いの場の情報の見える化など、関係機関と連携して地域での活動の推進に取り組みます。

施策（２）安心して暮らし続けるための環境の充実

■めざす姿

互いを気にかける緩やかな見守りの中で、だれもがいつまでも自分らしい生活をおくることができるよう、支えあいとぬくもりを感じるまちがつくられています。

■現状と課題

- 高齢者を取り巻く社会や家庭環境などの変化により、高齢者の生活や介護へのニーズは、複雑で多岐にわたります。そのため、地域の特性にあわせた見守り体制やインフォーマルサポート¹²の創出・相談支援体制の確立が必要です。
- 介護や医療が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし、希望に沿った最期を迎えることができるよう、切れ目のない在宅療養支援体制の充実が必要です。
- 東京都及び特別区と比較し、北区の後期高齢者人口の構成比が高く、また、介護保険被保険者数における要介護（要支援）認定者数に伸びがみられ、施設の需要も高い状況が続いています。医療的措置や看取りなどのニーズも多岐にわたるため、それぞれの要因に留意し、きめ細かに対応できるよう、地域密着型を含めた適切な事業所や施設の整備を行っていくとともに福祉人材の確保を推進し、効率的な施設運営を図っていくことが必要です。

■施策の方向

① 総合的な相談体制・日常生活支援の体制強化

- ・高齢者を取り巻くさまざまなニーズに対し、きめ細かな相談や支援ができるよう、高齢者あんし

¹² インフォーマルサポート：家族や近隣、地域住民、ボランティアなどが行う非公式な支援

んセンターの充実を図るとともに、医療、介護等が連携して総合的、包括的な日常生活支援体制の強化を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

② 高齢者の見守り支援

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、協力して見守るための協力団体を増やすとともに、高齢者あんしんセンターを中心として、町会・自治会、民生委員やボランティア等との連携を図ります。
- ・高齢者の見守りを行うツールとして、ICT 機器の活用を推進します。

③ 在宅療養支援体制の連携強化と高齢者が安心して生活できる環境整備

- ・在宅療養を支える地域医療・介護関係者の顔の見える関係づくりに取り組み、多職種の専門職による地域医療の連携を強化します。
- ・住み慣れた地域で自分らしい生活をおくり続けることができるよう、地域密着型サービス事業所や必要な施設の整備を図ります。また、福祉人材の確保・育成を進めるとともに、事業者との情報共有や相談支援に努め、効率的かつ質の高い安定した事業所や施設の運営につなげます。

施策（3）認知症への理解促進と早期発見・早期対応の推進

■めざす姿

認知症への理解が深まり、認知症になっても希望をもちながら、住み慣れた地域で尊厳が守られ、自分らしく安心して暮らすことができるまちになっています。

■現状と課題

- 令和 22(2040)年には、65 歳以上で認知症を発症する人が 4 人に 1 人となる見込みであるため、認知症への理解を深めていく必要があります。認知症になってもならなくてもそれぞれがつながりあい、地域の一員としての役割をもち、地域をともにつくっていく必要があります。
- 若年性認知症の人は、認知症による症状と気づかれにくく、発症から診断までに時間がかかる場合が多いといわれています。そのため、若年性認知症の普及啓発活動や支援のノウハウを蓄積し、地域における相談対応力の向上及び、支援体制の充実を図る必要があります。
- 認知症は本人や周囲が変化に気がつき、適切な対応を受けることで進行を緩やかにすることが期待できるため、認知症診断前後の心理面・生活面への早期支援を行うことで空白の期間¹³の解消を図り、早期発見・早期対応に向けた周知啓発や支援体制を充実していく必要があります。

¹³ 空白の期間：認知症の診断を受けた直後の人や初期段階の人が、本人が必要とする相談や支援等につながっていない期間

■施策の方向

① 認知症に関する普及啓発の推進

- ・ 認知症の正しい理解を深めるためのサポーターを広く養成する取組みや、地域のだれもが参加できる交流の場、認知症月間等のさまざまな機会を通じて、広く認知症に関する普及啓発を行うとともに、認知症支援ボランティアが地域で活躍できる機会の充実を図ります。

② 多職種連携・協働による相談支援体制の充実

- ・ 認知症の容態に応じた、医療や介護等の多職種間の連携・協働による適時・適切な支援体制の充実を図ります。また、日常生活、社会参加等の相談を充実していくとともに、ピアサポート（同じ境遇・立場の人によるサポート）による相談、助言、対話等ができる体制を整えます。

③ 地域支援体制の強化

- ・ 認知症の人やその家族の支援に関するニーズを、身近な地域住民による認知症サポーターや各種職域サポーター等につなぎ、継続的な支援を行える体制を整えます。また、認知症の人やその家族が地域とのつながりを継続しながら社会参加の機会を広げられるよう、地域支援体制の強化を図ります。

■政策の方向性

障害の有無にかかわらず、互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で暮らし、だれもが自分らしく輝ける生活をおくれるよう、ともに支えあえる環境の充実を図ります。

施策（1）こころのバリアフリーの推進

■めざす姿

だれもが障害への理解を深めることで、地域に住む人々と交流が図られ、差別や偏見のない思いやりの気持ちがあふれるまちになっています。

■現状と課題

- 令和元(2019)年度に実施した北区障害者実態・意向調査によると、障害のある人が地域で安心して暮らすための重要な施策として、「障害に対する理解や交流の促進」が挙げられています。障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすため、区民及び事業者に対して、障害者差別解消法の理解促進に向けたさらなる取組みを進めるとともに、障害のある人とない人の交流を促進する必要があります。
- 障害のある人が、多様な手段で円滑にコミュニケーションを図れるよう、意思疎通支援の充実が求められています。

■施策の方向

① 障害への理解促進と差別解消への取組み

- ・ 障害のある人に対する差別や偏見のない、だれもが分け隔てなく共生する社会の実現に向けて、障害の理解を深めるための教育の充実や、さまざまな媒体を活用した広報活動などを通じ、障害への理解を深めます。また、障害のある人もない人も相互に交流できる機会の創出を図ります。

② 円滑にコミュニケーションを図るための取組み

- ・ 障害の特性に応じた手話通訳や ICT 機器を活用した支援のほか、福祉ボランティアの活動を充実し、積極的に地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

施策（２）住み慣れた地域で自分らしい生活をおくるための支援

■めざす姿

障害のある人が、安心して住み慣れた地域で自分らしい彩りのある生活をおくるために、支え手、受け手の枠組みを超えた支えあいの輪が広がるまちになっています。

■現状と課題

- 相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、区内5カ所において、障害のある人とその家族等の地域生活を支える相談支援体制の充実・強化を図りました。相談件数は増加傾向であり、身近な地域で相談者の実情にあった的確な情報提供や相談支援を行うため、相談支援体制の強化や人材育成に向けたさらなる取組みを進める必要があります。
- 障害のある人が、障害の特性や能力に応じて多様な働き方を選択できるよう、就労に関する情報提供や相談支援、就労の機会の確保など、安心して働き続けるための支援の充実が必要です。
- 障害の重度化、障害者のある人や介助を行う家族等の高齢化が進んでおり、「親なき後」を見据えた支援や、緊急時の受け入れ対応等の充実に向けた取組みを進める必要があります。
- 施設の整備誘導により利用定員の拡大を図っていますが、増加傾向にある重症心身障害者や医療的ケアを要する障害者、精神障害者（発達障害者を含む）等が、安心して住み慣れた地域で住み続けられるようさらなる取組みを進める必要があります。

■施策の方向

① 相談支援体制の強化

- ・ 障害のある人やその家族等が抱えるさまざまな課題を把握し、ニーズに沿った必要なサービスにつなげるため、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心とした、さらなる相談支援体制の充実を図ります。

② 自立に向けた取組みの充実

- ・ 障害のある人の自立を支援するため、就労支援センター北を中心に通所事業者や国・東京都などの関係機関との連携を深め、さらなる就労促進と就労定着に向けた支援の充実を図ります。
- ・ また自分らしく暮らすことができるよう、地域生活への移行や定着に向けた取組みの充実を図り、障害のある人を地域全体で支える仕組みづくりを推進します。

③ サービス提供体制の整備・充実

- ・ 障害のある人が、障害の特性や状況に応じ、住み慣れた地域でより質の高いサービスを受けられるよう、サービス提供体制の充実を図るとともに、障害のある人の家族等への負担や不安の軽減に向けた支援を進めます。また、地域の事業所等との連携をさらに進め、安定的な福祉人材の確保や育成に努めます。

■政策の方向性

まわりの人が気づきにくい悩みを抱える人が、孤立せず、適切な支援へつながるよう、関連する機関のそれぞれの強みを活かした、一人ひとりにあったきめ細かで重層的な支援体制の仕組みを整えます。

施策（1）高齢者・障害者の虐待防止と権利擁護への取組み

■めざす姿

地域の中で、互いを気にかけて、声をかけあえる関係性が築かれるとともに、高齢者や障害者、自分自身で十分な判断をすることが難しい方の権利を守り、関係機関等との連携により、適切な支援につながる、誰一人取り残されることのないまちになっています。

■現状と課題

- 北区の高齢者虐待防止センター及び障害者虐待防止センターに寄せられる通報・相談件数、虐待事実確認件数は増加傾向にあります。虐待防止、早期解決を図る上で、明らかな虐待となつてから通報するのではなく、虐待疑いの段階で相談することができるよう、虐待防止センターのさらなる認知度向上や適切な支援につながる取組みが必要です。
- 高齢者や障害者などの権利擁護全般に関する相談件数が増加傾向にあります。しかしながら、成年後見制度に関する認知度は必ずしも高いとは言えません。そのため、成年後見制度に関する意識啓発や認知度向上のための取組みを進め、成年後見制度をはじめとした権利擁護制度の利用促進に向けた相談支援等の充実が必要です。

■施策の方向

① 虐待の早期発見・早期解決に向けた環境づくり

- ・高齢者や障害者に対する虐待を防止するため、相談支援体制の充実や人材の育成に取り組むとともに、区民や事業者に対する普及啓発を推進し、早期発見・早期解決できる環境づくりに努めます。

② 適切な支援に向けた情報提供と相談支援体制の充実

- ・高齢者や障害者などが、尊厳をもち続けながら自分らしい生活を継続することができるよう、権利擁護制度の周知や相談機能の充実を図ります。また、成年後見制度の利用に至る前段階に

において福祉サービスの情報提供や利用手続き等の援助を行うなど、適切な支援につなげることができるよう、関係機関との連携を強化します。

③ 成年後見制度利用促進のための連携強化

- ・権利擁護支援を必要とする人が必要とするときに成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用促進に係る中核機関である北区社会福祉協議会権利擁護センター「あんしん北」を中心とした関係機関との連携を図り、地域連携ネットワークに関するコーディネート機能を強化することで、本人の意思決定を支援する取組みを推進します。

施策（２） 家族等介護者や複雑な課題を抱える人への支援

■めざす姿

介護に携わる人やさまざまな課題を抱える人が、ひとりで悩みや負担を抱え込まないよう、多様な主体がもつ、それぞれの特性を活かした適切な支援を受けることができています。

■現状と課題

- 社会の変化とともに、個人や家族のあり方も多様化しており、それぞれが抱える困りごとにより複雑になっています。生活困窮、8050問題、ひきこもり、ダブルケア、高齢者や障害者への虐待対応など、関係機関が連携し、困りごとを取りこぼさない相談支援体制の充実が必要です。
- 核家族化、少子高齢化の進行に伴い、高齢者や障害者の介護をする家族等の負担は増大しています。またダブルケアの課題も社会的に顕在化しており、介護による望まない離職防止や高齢者・障害者の家族等介護者の負担軽減につながる情報発信、地域でのサポートの充実が必要です。

■施策の方向

① 困りごとを取りこぼさない相談支援体制の充実

- ・相談者が主に訴えることだけでなく、その背景にある家庭環境や相談者が認識していない課題を捉え、一人ひとりに応じたきめ細かな相談支援体制を充実します。

② 家族等介護者の負担軽減への取組み

- ・家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減するため、支援に関する情報を発信するとともに、専門職等による相談支援や介護者間の交流を深めるなど、家族等介護者を支えるための支援の拡充を図ります。

基本目標 3

安全・安心で 快適に暮らし続けられる

人と自然が調和したまち

政策 1 安全で安心して暮らせるまちづくり

■政策の方向性

災害時においても都市機能を維持し、区民の命を守る災害に強い都市基盤の整備などを推進するとともに、地域と一体となった災害から身を守る取組みを強化し、地域の防災力を向上します。

また、犯罪を起こさせない安心して暮らすことができるまちをめざし、防犯環境の整備や防犯意識の向上を図り、防犯対策を強化します。

施策（1）災害に強い強靱なまちづくりに向けた対策の推進

■めざす姿

大規模な自然災害が発生した場合でも、区民の生命や大切な財産が守られるとともに、交通やインフラの遮断に備え、迅速な都市機能の回復が実現できる、強さとしなやかさをもったまちの基盤が形成されています。

■現状と課題

- 地震時における火災の延焼リスクが高い、木造住宅密集地域の解消を図るとともに、避難路の確保や消防活動困難区域の解消等、延焼遮断帯の形成に資する道路・公園等の整備を進めています。また、建築物の倒壊などにより、通行障害等が生じないように、建築物の耐震化に向け、建替え等の支援をしています。
- 区内には土砂災害警戒区域が 95 区域、土砂災害特別警戒区域が 71 区域指定されており、気候変動による降水量等の増加や首都直下地震発生リスクを踏まえ、土砂災害に備える必要があります。
- 甚大化する風水害や切迫する首都直下地震への対策など、取組みを加速化し、深化するとともに、防災・減災対策を総合的かつ計画的に実施し、北区の地域特性を踏まえた体制の整備・充実を図っていく必要があります。
- 豪雨等、水災害の激甚化・頻発化に対応するため、区では既存の公共施設への雨水流出抑制施設の設置を計画的に実施していますが、「流域治水」対策においては、国、流域自治体、企業・地域住民等あらゆる関係者が協働して取り組むことが必要です。
- 国や東京都が実施する高規格堤防やスーパー堤防の整備においては、水害への対応力を高めるため、低地部から高台への避難経路の確保など、まちづくりと連動した取組みの推進が必要です。

■施策の方向

① 都市の防災機能の強化

- ・「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に向け、避難路の確保とともに延焼遮断帯の形成、建築物の耐震化・不燃化等のさらなる促進により、強さとしなやかさをもったまちの基盤形成を図ります。
- ・土砂災害から身を守り、安全を確保するため、土砂災害（特別）警戒区域や、土砂災害にかかわる避難所、避難経路などの周知を図るとともに、危険性のあるがけ・擁壁の所有者等に安全性向上に向けた意識啓発や安全対策への取組みを支援します。

② 連携・協働による治水対策等の推進

- ・国、流域自治体、企業・地域住民等あらゆる関係者との協働により、「流域治水」対策への取組みを推進します。
- ・浸水被害の防止や軽減に向けた取組みの指導や支援を図ります。

施策（２）人命の確保と重要な機能を維持するための備え

■めざす姿

自ら身を守る行動を図るとともに、互いに助けあうことができる、地域にかかわる人と行政が一体となった防災力が高いまちになっています。

■現状と課題

- 地球規模の気候変動などにより、各地で豪雨や強風などの自然災害が激甚化・頻発化しています。また、首都直下地震の切迫性も高まっている中で、大規模自然災害による被害を最小限にするには、地域住民による自助・共助の取組みが重要となりますが、自主防災組織の高齢化等により、地域の防災・減災を担う人材が減少しています。
- 「誰ひとり取り残されない避難」をめざすため、自力での避難が困難な避難行動要支援者が、確実に避難するための体制の構築や、外国人などへの情報伝達手段の取組みを推進する必要があります。
- 東日本大震災や令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、多数の避難者が発生し、避難行動や避難先に関する課題が顕在化しました。災害発生時の安全な避難先の確保、感染症やプライバシー確保のための対応、食料・衛生用品等の備蓄物資の適切な見直しと管理・供給が求められています。
- 災害時における防災体制や救援物資を確保するとともに、他自治体や民間事業者との連携を強化するなど、平時から災害に強い体制を構築する必要があります。

■施策の方向

① 自らの身を守り、地域で助けあう行動のための取組み

- ・災害から自らの身を守るための意識啓発や、災害時に地域に即した避難行動を図る取組みを進めるとともに、自力での避難が困難な人を地域で助けあえる地域防災力を高める取組みを支援します。

② 災害対応力向上のための体制整備

- ・災害が起きる前の適時適切な情報発信や、災害の種類に応じた避難先の確保を図るとともに、安心した避難生活のため、避難所の衛生環境の向上や、災害用備蓄物資の管理・供給体制の強化を図ります。
- ・災害発生時においても、区の業務を継続するための体制の確保を図るとともに、他自治体及び関係機関、民間事業者等との連携による災害時協力体制、帰宅困難者対策の強化を通じて、災害対応能力の向上を図ります。

施策（3）だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくり

■めざす姿

地域全体で犯罪を未然に防ぐ意識が高まるとともに、自主的な防犯活動が活性化され、犯罪が起こりにくい安全・安心なまちになっています。

■現状と課題

- 区内の刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、区民や関係団体、事業者などと区が一体となって地域全体の防犯力を高め、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めていく必要があります。
- 子ども自身が犯罪から自分の身を守るための知識等を習得するとともに、地域における子どもの見守り活動の充実を図る必要があります。
- 発生件数が高止まりしている特殊詐欺や、高齢者を狙った悪質な犯罪が発生しており、特別区の中でも高齢単身世帯の割合が高い北区においては、犯罪から高齢者を守るための取組みを、より一層推進していく必要があります。
- 区内の一部の繁華街では、悪質な客引き行為等が散見され、通行の妨げや案内店での料金トラブルなど、区民や来街者の安全で安心な生活への影響が懸念されています。
- 電子商取引の拡大や SNS の普及等により、消費者問題の多様化・複雑化が進んでいます。さらには、成年年齢の引下げを受け、消費者被害防止のための取組みの充実が求められています。

■施策の方向

① 防犯意識の向上

- ・ 防犯に関する情報をあらゆる手段を活用して広く発信するとともに、さまざまな機会を通じて、区民一人ひとりの防犯に関する知識を深め、「自分のことは自分で守る、自分たちのまちは自分たちで守る」といった防犯意識の醸成を図ります。

② 犯罪を未然に防ぐ取組みの充実

- ・ 地域における犯罪を未然に防ぎ、体感治安（感覚的・主観的に感じる治安の情勢）の向上を図るため、防犯設備の整備や、防犯パトロール活動などの地域と一体となった取組みへの支援を通じて、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進します。
- ・ 区民や来街者の快適で平穏な生活を保持するため、区内全域の公共の場所における客引き行為等を防止し、特定の地区において重点的な防止活動に取り組みます。
- ・ 区民が安全・安心な消費生活をおくることができるよう、主体的かつ合理的な消費行動を促すための消費者教育や、消費生活相談体制の充実を図ります。

政策2 ころ豊かに住み続けられるまちづくりの推進

■政策の方向性

都市機能の計画的な更新・集約化や利用者に配慮した快適な移動環境など、地域の特性に応じ、だれもが住み続けられるまちづくりを推進します。

あわせて、自然・文化・歴史などの地域資源を活かした回遊性のある美しいまちの形成を図ります。

施策（1）地域特性に応じた計画的なまちづくりの展開

■めざす姿

都市機能の計画的な更新・集約化や住民参加による地域の特性・地域資源を活かしたまちづくりが進み、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、だれもが安心して住み続けられるまちとなっています。

■現状と課題

- だれもが快適に暮らし続けられる住環境の形成に向け、時代のニーズに応じた都市インフラの整備・更新や、人口構造・世帯構成の変化に対応したまちづくりの展開が求められています。
- まちづくりを進めるにあたっては、区民・民間事業者・行政など多様な主体が信頼関係のもと、それぞれの役割と責任を相互に理解しながら、合意形成を図っていくことが必要です。
- 駅周辺や特色ある市街地など、さまざまな都市機能が集積する「拠点」においては地域の特性を踏まえた都市機能の更新を図るとともに、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。
- 各地域におけるまちづくりや大規模団地の建替え・再生に伴い、道路・公園等の公共施設、生活利便施設の誘導など、施設の適切な配置や機能の充実が求められています。

■施策の方向

① 地域特性に応じた協働型のまちづくり

- ・だれもが安心して住み続けられる、よりよいまちづくりを推進するため、地域住民・まちづくり協議会・民間事業者・NPO等の関係団体がまちづくりに参画できる仕組みづくりや地域への関心を高める機会の充実を図ります。

② 持続可能で活力のある拠点の形成

- ・都市の持続性を確保する都市づくり・まちづくりに向けて、多様なライフスタイルや時代のニーズに応じた都市機能の計画的な更新・集約化を推進します。
- ・駅前を中心とした歩行環境の再構築など、まち全体の回遊性を高め、交流の場としての機能や魅力の充実を図ります。

③ 住環境向上に資する土地利用の推進

- ・大規模団地の建替え等による土地利用転換に際しては、地域の課題解決のための有効活用を図るとともに、周辺市街地の環境や価値の向上に資する土地利用となるよう誘導します。

施策（２）ユニバーサルデザインの推進

■めざす姿

どこにいても、スムーズに行き交うことができる、あらゆる人にやさしい、快適な環境が形成されています。

■現状と課題

- あらゆる人が安心して安全に利用できる環境の形成に向け、ユニバーサルデザインの視点による、ハードとソフトの一体的な取組みの推進が求められています。
- バリアフリー化の推進においては、北区バリアフリー基本構想推進協議会や当事者参画によるまち歩き点検等の取組みを行う区民部会など、意見交換を行い、進捗状況の把握・見直しを実施していますが、大規模改修が必要な施設整備等の着手率が低いのが現状です。
- 駅及び駅周辺のバリアフリー化など、よりスムーズな移動の円滑化を図るため、事業者等との協働による、さらなる取組みの推進が求められています。

■施策の方向

① ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ユニバーサルデザインの普及に向けた意識啓発を図り、利用者・事業者等との協働によるハードとソフトの一体的な取組みを促進します。
- ・だれもが安心して移動でき、安全に利用できるよう、案内サイン等の利用者視点に応じた取組みを推進します。

② 利用者にやさしい計画的なバリアフリー化の推進

- ・計画的なバリアフリー化の推進に向け、利用者や北区バリアフリー基本構想推進協議会等の評

価・見直しによる、バリアフリー水準の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図ります。

- ・ 駅周辺へのエレベーター等の設置とともに、ホームドアやバリアフリールート整備への支援により、利用者にやさしい環境の形成を推進します。

施策（3）美しく魅力あるまちなみの形成

■めざす姿

住む人、訪れる人ともに、四季の移ろいや水辺のうるおい、文化・歴史を感じられる美しいまちなみが広がり、オープンスペースは交流の場として、人と人とのつながりを深め、ゆとりをもたらしています。

■現状と課題

- 北区の景観は、河川や崖線緑地、鉄道、主要な道路などの骨格や、「かいわい」や「まちすじ」などの生活に身近な要素により構成されています。こうした地域の特性を活かしたまちなみの形成に向け、景観法、景観づくり条例に基づく届出制度の活用ほか、東京都の広域的な景観行政と相互に連携を図りながら景観づくりを進めています。
- 景観に対する助言、指導には、届出者の負担の増加につながるものもあるため、景観づくり計画への理解を深め、協力を得ていく必要があります。
- 景観づくりの推進においては、地域への関心を高める機会や地域住民の活動の場の提供により、景観づくりに対する意識啓発や良好な景観の維持・創出に向け、区と地域住民がともに取り組む体制の充実を図っていく必要があります。

■施策の方向

① 北区らしいまちなみの形成

- ・ 地域の特性に配慮し、自然・文化・歴史などの地域資源を活かした景観まちづくりを進めるとともに、大規模な土地利用転換等の機会を捉え、住環境の向上に資するまちなみの形成を図っていきます。
- ・ 届出制度を活用し、地域住民や事業者との協働による景観づくりを誘導します。

② 良好なまちなみの維持・創出に向けた体制の充実

- ・ 地域への関心を高める機会を提供するとともに、地域の住民やコミュニティがまちづくりに参画できる仕組みづくりを進めます。
- ・ 良好な景観の維持・創出のための意識啓発や活動の支援に向け、情報提供や相談体制などの充実を図ります。

政策 3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

■政策の方向性

区内外への円滑な移動を実現する、体系的な道路ネットワークの構築を進めるとともに、安全で快適な交通空間の形成を図ります。

また、鉄道駅などの各拠点における交通結節機能の向上を図りながら、だれもが行きたい場所へ容易に移動できるまちの実現に向けた取組みを推進します。

施策（1）体系的な道路ネットワークの形成

■めざす姿

体系的な道路ネットワークが形成されることで、区内外の拠点間や、高低差のある地域間を結ぶ移動軸が確保され、交通渋滞の緩和など人やモノが円滑に行き交っています。

■現状と課題

- 駅周辺のまちづくりが本格化する中、各拠点間を結び、高低差や交通渋滞を解消する、だれもが移動しやすい道路ネットワークの構築が求められています。
- 地域交通の円滑化及び保全等を図るため、交通需要の動向を踏まえた都市計画道路や幹線道路の計画的な整備が必要です。また、都市防災機能の強化や安全で快適な歩行者空間の確保に加え、良好な都市景観の形成に資する道路環境の整備が求められています。
- 道路や橋梁等の道路インフラは、健全度調査や点検基準に基づき、改修時期等の調整を図りながら、適正な管理を進めていくことが必要です。

■施策の方向

① 安全で快適な道路ネットワークの形成

- ・ 拠点間の連携促進や高低差のある地域間を結ぶ移動軸の確保、交通渋滞の緩和、良好な都市景観の形成など、移動環境の最適化に向け、都市計画道路や幹線区道等の整備を進めます。
- ・ まちづくりと一体となった整備により、交通結節機能、歩行者回遊性など道路交通機能の利便性向上ほか、災害時にも安全に移動できる交通空間の形成等を推進します。

② 道路インフラの適正な管理・更新

- ・ 道路や橋梁等の道路インフラの老朽化を適正に管理するため、予防保全に重点を置いた計画的な点検、修繕及び更新を推進します。

施策（２）安全で快適な交通空間の形成

■めざす姿

歩行者・自転車・自動車等の利用者それぞれにとって、安全で快適な交通空間が形成されることで、だれもが安心して移動できるまちになっています。

■現状と課題

- 住宅の密集地域などを中心に狭い道路が多いことから、防災の観点だけではなく、事故を防ぐため、歩行者・自転車・自動車等の利用者それぞれが快適に移動できる道路等の整備が求められています。
- 駅周辺の乗り換え利便性の向上やまちの回遊性を高めるため、安全で快適な交通空間の形成が求められています。
- 駅や商業施設周辺を中心に自転車が道路上等に放置され、歩行者の通行等を妨げており、地域や利用者の状況に応じた自転車駐車場の整備とともに放置自転車対策が求められています。
- 自転車や高齢者の交通事故が増加しており、子どもを対象とした交通安全教育だけではなく、高齢者等も含めた幅広い対象への取組みの充実が必要です。

■施策の方向

① だれもが安心して移動できる環境づくり

- ・都市計画道路等の整備の際には、歩道のバリアフリー化や拡幅、無電柱化を行い、安全・安心な歩行者空間の確保を推進します。
- ・駅周辺をはじめ、まち全体の回遊性を高める、快適な歩行者空間の創出を図ります。
- ・自転車活用に関する施策など、総合的かつ計画的に推進し、歩行者と自転車等がともに安心して快適に移動できる交通空間の形成を図ります。

② 交通環境の適正化・交通安全対策の推進

- ・放置自転車の発生防止策として自転車駐車場の整備や、路上の不法占拠物の撤去など、交通環境の向上・適正化を図ります。
- ・通行を妨げる放置自転車の撤去や違法駐車等の防止対策を推進します。
- ・町会・自治会や警察署、交通安全協会等と連携し、年代に応じた交通安全教育の実施とともに自転車・自動車等の利用者のモラルの向上に向けた啓発活動の充実を図ります。

施策（3）だれもが容易に移動できるまちづくり

■めざす姿

多様な移動手段が普及するとともに、各拠点の交通結節機能が向上することで、だれもが自分のライフスタイルにあった移動手段を選択して、行きたい場所に容易に移動できるようになっています。

■現状と課題

- 土地（崖線）の高低差や既存の地域公共交通のほか、高齢化のさらなる進展の状況を踏まえ、新たなコミュニティバス路線や移動手段の導入など、さらなる交通利便性の向上に向けた取組みが求められています。
- 公共交通機関へのアクセスルートの確保とともに、複数の路線が乗り入れている主要なターミナル駅を中心に、乗り換え等の利便性の向上が求められています。
- コミュニティバスについては、社会・経済の情勢や地域の動向の変化に対応した運行方法等の見直しにより、持続的で安定性のある運行を行う必要があります。
- 高齢者や子育て世代、観光客など、利用者の特性や利用目的に応じた、さまざまな移動手段が求められています。

■施策の方向

① 拠点間の移動における利便性の向上

- ・生活や地域の拠点と都市機能が集積する拠点など、各拠点間をだれもが必要に応じて移動できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・だれもが利用しやすく、わかりやすい乗り場を形成するため、交通事業者等と連携をしながら、駅周辺のまちづくりなどの取組みを進めます。

② 多様な移動手段の確保に向けた取組み

- ・だれもが安心して快適に移動できるよう、すでに導入しているコミュニティバスをはじめ、デマンド型交通¹⁴やシェアサイクルなど、想定される利用者や地域の状況等に応じた移動手段について検討します。

¹⁴ デマンド型交通：小型の乗合い交通等による予約型の運行形態の輸送サービスのこと。

■政策の方向性

だれもが安心して快適に、安全に住み続けることができる良質な住まいの確保を図ります。

また、地域資源を活かした住環境の形成とともに、人々の交流や暮らしの豊かさをもたらす北区ならではの魅力ある公園・水辺空間づくりを推進します。

施策（1）安心して居住できる良質な住生活の実現

■めざす姿

災害に強く環境性能の高い、より安全で快適な、良質な住まいの整備が進められています。また、世帯構成やライフスタイルに応じた居住への支援により、だれもが安心して自分らしく暮らすことができる住まいが確保されています。

■現状と課題

- 高齢単身世帯の増加等により、低廉かつ良質な住宅の安定した確保が求められています。このため、老朽化が進む公営住宅の計画的な建替え・集約とともに公営住宅ストックの活用や長寿命化に関係機関と連携して継続的に取り組む必要があります。
- 地区計画を定めることにより、市街地再開発事業・防災街区整備事業等の共同建替えや大規模団地の建替え・再生を進め、住環境向上に資する土地利用の推進や良質な都市型住宅の供給を促進しています。
- 住宅の建設や改修時には、耐震性や耐久性など一定の性能を満たす「長期優良住宅」や省エネ・再エネによる「低炭素建築物」の認定により良質な住宅の普及を促進しています。
- だれもが、安心して、いきいきと、住み慣れた地域で暮らし続けられる、豊かな住生活の実現に向け、安全で良質な住まいの確保、見守りサービス等の居住支援、住宅セーフティネットの構築など、人口構造や社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる住宅施策を展開する必要があります。
- 住宅確保要配慮者に対して、居住支援法人等との連携や民間住宅を活用した支援を通じて、住宅セーフティネットの充実を図る必要があります。また、ソフト面においても、新たな居住支援策の検討や福祉施策との連携も求められています。
- 区分所有者の高齢化など、管理面で課題を有する分譲マンション等において、適正な管理が行われるよう、意識啓発や管理運営支援への取組みを図る必要があります。

■施策の方向

① 良質な住まいの確保

- ・公営住宅の維持管理や建替え・長寿命化等を計画的に推進します。
- ・各まちづくり事業や大規模団地の建替え・再生にあわせ、持続可能なまちづくりに配慮し、地域特性を踏まえた土地の有効利用の誘導や良質な都市型住宅の供給を促します。
- ・環境負荷軽減やバリアフリー化に配慮した住宅ストックの形成を促進します。

② 安心・安全な住まいの確保

- ・住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するため、住宅セーフティネットの構築を進めます。
- ・災害に強く、住み慣れた地域に安心して住み続けられる環境の整備や、福祉施策との連携を強化し、居住の安定を図ります。

③ 分譲マンション等の適正な維持管理の推進

- ・分譲マンションの適正な維持管理や、管理組合による適切な管理が行われるよう、相談・支援体制の充実等の取組みを推進します。
- ・管理不全のおそれのある分譲マンションに対して、法に基づく助言指導を実施します。

施策（２）地域資源を活かした魅力ある住環境づくり

■めざす姿

生活利便性の向上とともに、高齢者や子育て世代など、多世代がともに暮らし、見守り、支えあう住環境が形成され、いきいきと暮らしやすい住生活が実現しています。

■現状と課題

- 高齢者や子育て環境等に配慮した住宅の建設や改修への支援など、多世代がともに暮らし、子育てしやすい住環境づくりを進めています。
- 大規模団地等の建替え事業や民間住宅の開発にあわせ、地域特性に応じた緑地やオープンスペースの整備に加え、事業者との協働による生活利便施設等の確保等、住環境の充実が求められています。
- 良好な住環境の形成を図るため、空家等の利活用の推進や、管理不全空家に対する適正管理など、家屋等の状況に応じた支援の推進が求められています。

■施策の方向

① 良好な住環境の形成

- ・居住水準の向上とともに、定住化への支援など、多世代がともに暮らし、見守り、支えあえる良好な住環境の形成を推進します。
- ・地域住民との合意形成を図りながら、地域の特性を活かした土地の有効利用により、地域の交流や憩いの場となる緑地やオープンスペースの創出など、新たな魅力あるまちづくりを誘導します。
- ・まちなかにおける緑化の推進とともに、良好なまちなみの維持・創出に向け、地域の住民やコミュニティがまちづくりに参画できる仕組みづくりを進めます。

② 空家等対策の推進

- ・総合的な空家等対策の推進により、良好な住環境を形成し、安全・安心なまちづくりを実現します。

施策（3）にぎわいとところ豊かな暮らしをもたらす空間の創出

■めざす姿

北区ならではの個性あふれる公園や水辺空間に、区内外から人々が集い、新たな交流やまちなかにぎわいが生まれています。

■現状と課題

- 区民のライフスタイル、価値観の多様化とともに公園の利用ニーズも多様化しており、公園施設等の適切な配置などを進め、だれもが使いやすく身近に感じる、魅力的で愛着を持てる公園づくりが必要となっています。
- 設置から30年以上の公園が7割を超えていることから、施設の老朽化対策を進めるとともに、清潔感・快適性の向上や防災・減災機能の強化、自然環境への配慮など、利用者・周辺地域の安全・安心につながる公園づくりが求められています。
- みどりの保全、緑化の推進等、公園や緑地、河川などの景観資源を活かしたみどりのネットワーク・うるおいのネットワークの形成を図っています。
- 四季折々の植栽や4つの河川、鉄道ビュースポットほか、公園に近接して歴史・文化資源が複数存在しています。こうした北区ならではの地域資源の活用や民間活力の導入により、人々の交流やにぎわいの創出など、区内外から人を呼び込む特徴ある公園づくりと施策の展開が求められています。

■施策の方向

① だれもが使いやすい安全で快適な公園づくり

- ・公園の新設・拡張や老朽化対策等の再生整備は、まちづくり事業や配置のバランスに配慮し、計画的に実施します。
- ・地域における防災及び減災機能の強化、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備・管理運営の推進とともに、周辺の自然環境と調和した公園づくりを推進します。
- ・だれもが使いやすく身近に感じられる公園となるよう、公園の運営や維持管理に気軽に参画できる仕組みづくりを進めます。

② 個性あふれる魅力ある空間の形成

- ・訪れた人が「また訪れたい」と感じるよう、自然・文化・歴史などの地域資源を活かした空間の形成を推進します。
- ・Park-PFI（公募設置管理制度）¹⁵や指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用した公園や河川敷等の水辺空間の管理に取り組むとともに、日常のさまざまな機会に利用できる魅力ある公園づくりに努めます。

¹⁵ Park-PFI（公募設置管理制度）：公園管理者（北区）が設置する都市公園内で飲食店・売店等の公園の利用者の利便向上に資する施設（公募対象公園施設）と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の広場・遊具等の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定すること。

■政策の方向性

環境負荷の少ない社会への転換を推し進め、地球環境にやさしい持続可能なまちの実現に努めます。

また、将来にわたって区の豊かな自然を保全するとともに、衛生的で美しいまちを維持し、快適な生活環境の確保を図ります。

施策（1）脱炭素社会の推進

■めざす姿

人々の環境配慮に関する意識が高まり、環境負荷の少ない生活や企業活動が実践され、脱炭素社会の実現に向けて大きく前進しています。

■現状と課題

- 令和3(2021)年度に表明した「北区ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、令和32(2050)年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロの実現をめざしています。宣言の実現に向け、区民・地域・事業者と一体となって、脱炭素社会の実現のための取組みを進める必要があります。
- 区内の年間温室効果ガス排出量について、令和12(2030)年度までに基準となる平成25(2013)年度比で50%削減することを目標としていますが、令和元(2019)年度時点では約8.6%の削減にとどまっています。エネルギー消費量についても同様に、18%の削減を目標としていますが、約6.1%の削減にとどまっています。
- 地球温暖化が進行すると、気候変動による自然災害や健康被害など、さまざまな影響が生じると考えられています。地球温暖化対策として、温室効果ガス排出を削減する「緩和策」を行うとともに、気候変動による影響に備える「適応策」を進める必要があります。
- 北区全体の温室効果ガス排出量の約7割を家庭部門と業務その他部門が占めており、家庭や事業所においては、エネルギーの効率的な利用をはじめとした脱炭素型のライフ・ワークスタイルへの転換をより一層進めていくことが必要です。
- 北区役所は、区内における大規模事業者として、事務事業におけるさらなる環境配慮や効率化など、区内事業者の模範となるよう、率先して環境に配慮した経営に努めていく必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向けて、区民・事業者・民間団体等あらゆる主体同士のパートナーシップや、国や東京都、他自治体と連携・協力した広域的な取組みが不可欠です。

■施策の方向

① 気候変動に適応し、脱炭素を実現するまちづくり

- ・区民や事業者による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を促進するための取組みを行います。また、地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築や、エネルギーの面的利用の推進など、地域全体でエネルギーの効率化を図る取組みを推進します。
- ・温室効果ガス排出を削減する「緩和策」とあわせて、気候変動がもたらす影響被害を可能な限り回避・軽減する「適応策」に取り組めます。
- ・広域的な連携による木材活用や森林整備を通じて、二酸化炭素吸収量の増加に貢献していきます。

② 環境に配慮した行動の促進

- ・省エネやエシカル消費¹⁶など、環境に配慮した行動及び生活の実践と定着に向けて、適切な情報発信を行うとともに、環境に配慮した行動に対する支援を行います。
- ・環境マネジメントシステムの認証取得のための支援を行うほか、省エネなどに取り組む事業者や、環境に配慮した商品やサービスを提供・開発する事業者などを支援する仕組みづくりを行います。

③ 北区役所における脱炭素をめざした取組み

- ・区の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、公共施設の省エネルギー化を図ります。
- ・公共施設における再生可能エネルギー由来電力の計画的な導入を進めるとともに、友好都市等からの再生可能エネルギー由来電力の調達を検討します。

施策（２）持続可能な資源循環型社会の推進

■めざす姿

だれもが主体的に、ごみの減量化や資源の有効利用を進めることで、循環型社会が形成されています。

■現状と課題

- 区民1人1日あたりのごみ排出量は着実に減少していますが、その減少幅は縮小傾向にあります。ごみの量や組成の変化を適切に捉え、ごみの減量に効果的な事業を展開する必要があります。

¹⁶ エシカル消費：地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと

- 地球温暖化の進行にブレーキをかけるため、高い効果が期待できる2R（リデュース・リユース）の推進が求められています。また、従来の3Rの取組みに加えて、外国人区民や新たに北区に転入してきた人などに対する、ごみの減量や分別についてのわかりやすく効果的な情報発信が必要です。
- プラスチック資源循環法施行の機を捉え、プラスチックの資源化を進めていますが、排出されるごみの中には資源として利用できるものも混入しています。引き続き分別の徹底を周知啓発するとともに、技術革新を踏まえて資源化を行う品目の拡大を検討していく必要があります。
- ごみ集積所や資源回収ステーションの維持管理の担い手が不足しており、その解消に向けた働きかけが求められています。
- 高齢単身世帯の増加等を背景に、集積所へのごみ出しが困難な世帯への支援の充実が求められています。地域の実情に応じたより良い収集の方法について検討を進める必要があります。
- ルールを守らないごみの排出は、収集や処理の作業員を危険にさらすだけでなく、ごみの処理場等における事故の誘発につながることから、不適正な排出を減らすための取組みを進めていく必要があります。
- リサイクル清掃事業はライフラインのひとつとして、安定的かつ効率的な事業の継続性が求められています。膨大な量の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制や、都市型の水害や感染症の流行等にも対応できる持続可能な事業の執行体制を構築する必要があります。

■施策の方向

① ごみの減量化の推進

- ・区民や事業者の主体的なごみの発生抑制への取組みを促進するため、地域と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけていきます。また、食品ロスの削減を図りながら必要の人に家庭などにある未利用食品を提供する、フードドライブ等の取組みを推進していきます。

② 資源の有効利用の推進

- ・ごみとして出される資源物を削減するため、ごみの分け方や出し方について、必要な情報をわかりやすく区民や事業者を提供し、使用済みプラスチック製品を含めた分別排出の徹底を図ります。
- ・不用となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくりを行うとともに、集団回収活動への支援等を通じて、だれもが参加しやすい資源循環の輪をつなげていきます。

③ ごみの適正処理の推進

- ・ごみの収集・運搬にかかわる環境の変化に、適切に対応していくとともに、環境と安全、経済性に配慮した収集・運搬業務を実施していきます。
- ・東京二十三区清掃一部事務組合や事業者との連携により、安定的なごみの処理と確実な資源化を推進するほか、有害性や危険性のある廃棄物の適正処理に向けて、啓発・指導を行います。
- ・国や東京都、特別区と連携し、ライフラインとしての事業継続性を重視しながら、実効性の高い処理体制を構築します。

施策（3）自然を守り育てるまちの形成

■めざす姿

北区の豊かな自然が保たれ、子どもから大人まで水とみどりを身近に感じることができる環境が形成されています。

■現状と課題

- わたしたちの暮らしは、多様な生物がかかわりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを区民に広く周知していく必要があります。また、生きものの生息地となっている崖地樹林、崖線の湧水や河川敷、雑木林等の既存緑地を将来にわたって保全していくことが必要です。
- みどりや水辺などの自然環境は、生活にうるおいをもたらすだけでなく、環境負荷の低減や、ヒートアイランド現象の抑制、防災・減災に資するなど、さまざまな機能を有しています。自然環境のグリーンインフラとしての多面的価値を区民が享受できるよう、まちなかの緑化や、公園・緑地等のオープンスペースの確保を推進していく必要があります。
- 樹木や樹林、生垣の保護指定、緑化計画書の認定による緑化の推進など、まちなかのみどりの保全・創出を進めていますが、生垣造成や屋上緑化などによる民有地の緑化を支援する各種助成制度の申請件数は伸び悩んでいます。
- 条例により、一定の敷地面積未滿の建築物は緑化計画書提出の必要がないため、小規模敷地の建築物は緑化に乏しい場合があります。今後、小規模敷地の緑化を推進する方法を検討していく必要があります。
- 将来の担い手となる子どもたちが環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待できることから、幼少期からの環境教育を充実することが重要です。環境学習講座などの受講生には小学生までの世代と高齢者が多く、中高生などの中間層の取り込みが課題となっています。
- ボランティアによるまちの花壇管理等といった、協働による地域のみどりづくりを促進していますが、会員の高齢化などにより、活動が困難になってきている団体があります。

■施策の方向

① 自然環境の保全

- ・ 樹木や樹林等の地域のみどりや、河川・湧水地等の身近な水辺の維持に取り組むなど、区民や事業者とともに、良好な自然環境の保全活動を推進していきます。
- ・ 生きものの生息地となっている自然環境を保全し、エコロジカル・ネットワーク¹⁷の形成を図ります。

¹⁷ エコロジカル・ネットワーク：野生生物が生息・生育するさまざまな空間がつながる生態系のネットワークのこと

② 自然環境の創出

- ・周辺の自然環境に配慮した公園・緑地等の整備や緑化への取組みを通じて、公共の場所におけるみどりを確保し、自然とのふれあいの場、やすらぎの場を創出していきます。
- ・区民の生活に豊かさやうるおいを与える自然豊かなまちなみの形成を図るため、民有地の緑化を促進するための啓発や支援を実施します。

③ 自然とのふれあいを広げる仕組みづくり

- ・年齢にかかわらず、楽しみながら継続して学ぶことのできる環境学習機会の拡充に取り組みます。また、地域で活躍する環境活動・環境教育の担い手の育成に加えて、その担い手が活躍できる多様な場や機会の創出に取り組みます。
- ・区民や事業者、地域団体等、さまざまな主体による自主的な緑化・環境啓発活動を一層促進し、地域におけるみどりに関する活動の拡大を図ります。

施策（４）快適な生活環境の確保

■めざす姿

公害の防止及び身近な生活環境の保全に取り組み、だれもが衛生的で快適な生活をおくっています。

■現状と課題

- 建物の解体等工事が今後増加していくことが予想されており、法令等に基づいた適切かつ迅速な監視・指導の実施が求められています。
- 近年、工場や指定作業場の操業に伴う公害苦情の件数は減少傾向にありますが、住民間の相隣苦情や建設現場等から発生する騒音・振動に係る苦情が増加傾向にあります。
- 清潔で快適なまちを維持するためには、区民一人ひとりの地域美化に関する意識の向上が必要です。
- 堆積物等による管理不全な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）については、居住者等が抱える生活上の課題が、管理不全な状態を招く背景になっていることが多く、健康面、経済面の問題から生活改善が困難なケースや、生活改善がなされても再発するケースがあります。対応にあたっては、居住者等が抱えるさまざまな課題に対する包括的な支援を行う必要があります。
- 東京都受動喫煙防止条例の全面施行等を受け、受動喫煙対策にかかわる実効性のある取組みの実施が求められています。また、原則屋内禁煙となったことから、屋外におけるたばこのポイ捨てや歩行喫煙、受動喫煙についての苦情・相談が増加傾向にあります。

■施策の方向

① 生活環境の保全

- ・区民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気・水質・道路騒音など、化学物質をはじめとする環境状態の監視・測定を継続的に実施するとともに、国や東京都との連携のもと、事業所等への指導の徹底と正しい知識の普及に取り組みます。

② 地域美化活動の促進

- ・一人ひとりの地域美化意識を高め、ごみの少ないきれいなまちを実現するため、地域との協働によるまちの美化の取組みを推進します。
- ・「ごみ屋敷」について、居住者等に寄り添った支援を行うなど、関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。また、物品の撤去後も、再度「ごみ屋敷」に戻ることがないように、地域等による見守り支援を継続するなど、改善・防止策を講じていきます。

③ 喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

- ・受動喫煙による健康被害やたばこの吸い殻の散乱及び火傷等の被害を防止し、だれもが快適に過ごせるまちを実現するため、喫煙マナーの向上に関する啓発を行うとともに、指定喫煙場所の環境改善や路上喫煙禁止地区の指定等により、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境を整備していきます。

基本構想を実現するために

■政策の方向性

地域課題の解決やまちの活性化のため、区民が、それぞれの持つ強みや特色を活かした協働・公民連携の取組みを進めます。

あわせて、わかりやすい区政情報の公開や政策形成過程の透明性を確保し、区政のさまざまな場面で、区民参画の機会を拡大します。

さらに、地域の活性化と相互の発展をめざし、友好都市をはじめ他自治体との交流を促進するとともに、周辺自治体や特別区、東京都、国とのさらなる連携・協力を推進することで、広域的な課題の解決に努めます。

施策（1）協働・区民参画・広域連携の推進

■取組み目標

区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、企業、商店街等、さまざまな主体との交流連携を強化して、それぞれの特性を活かした協働によるまちづくりを推進します。また、モニター制度、パブリックコメントなどを通じて区民参画を推進し、双方向のコミュニケーションにより、幅広い世代の多様なニーズを区政に取り入れます。さらに、国内外の自治体との交流を推進し、まちづくりに活かしていきます。

■現状と課題

- 人口構造や世帯構成の変化、災害リスクの上昇等、社会を取り巻く環境の変化が顕著になっており、それに伴い地域の課題も多様化しています。区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体、大学等の教育機関、商店街等、さまざまな主体と協働し、地域の実情に応じて課題に取り組む必要があります。また、持続可能な地域社会の構築に向けて、協働の担い手となる人材の確保や育成のための支援が必要です。
- 多様化・複雑化する区民のニーズに迅速に対応するために、民間事業者やNPO等さまざまな主体と連携し、それぞれの強みを活かした施策の展開やサービスの提供を行っていく必要があります。
- 区政モニターをはじめ、高校生・中学生モニター、小学生との区政を話し合う会や、パブリックコメント、ワークショップなどを通じて、区民の意見を広く区政に取り入れています。
- 区民参画の推進には、前提として、区民一人ひとりに必要な情報や関心のある情報が的確に届いていることが必要です。
- 北区だけでは解決できない課題、区域を越えた取組みが必要な課題については、自治体間の連携が必要となります。Web会議の普及など、ICTの発達により、遠隔自治体との広域連携を行う環境も整いつつあります。

- 首都東京の自治体として、国内外の自治体と友好関係を築き、相互交流により、相互理解、連携を深めてきました。引き続き地域の活性化と相互の発展、広域的な課題の解決に向けて、協力関係を強化する必要があります。

■施策の方向

① 協働の推進

- ・区民、町会・自治会、NPO・ボランティア団体等、社会貢献活動を行う団体に対して、情報提供や相談体制の充実、交流連携の強化を図るとともに、それぞれの特性を活かした協働によるまちづくりを推進します。

② 公民連携の推進

- ・民間事業者をはじめ、多様な主体との連携により、公と民のそれぞれが持つ強みを活かした公共サービスの提供を実現するとともに、新たな手法や仕組みを取り入れながら、公民連携の推進を図ります。

③ 区民参画の推進

- ・審議会委員の公募、ワークショップやパブリックコメントなどによる政策決定過程への参画や地域主体の防災・防犯の取組みなどについても、さまざまな手法を活用して、さらに区民参画を推進します。
- ・さまざまな機会を捉えて、双方向のコミュニケーションにより、幅広い世代のニーズを区政に取り入れていきます。

④ 広域連携の推進

- ・周辺自治体との連携・協力を推進するとともに、Web会議をはじめとしたICTなどを活用して他自治体と情報・広域的な課題の共有を図ります。
- ・地域活性化と相互発展及び課題の解決をめざして、国内外の自治体との交流を推進します。

施策（２）開かれた区政の推進

■取組み目標

区政情報の公開はもとより、情報の公表及び情報提供の拡充を図り、区政に関する正確でわかりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めます。また、幅広い世代の区民に、区の魅力や課題など必要な情報を的確に届けることで、区政への関心を喚起します。区民とさまざまな情報を共有し、区の魅力向上や課題解決にともに取り組み土壌を整えるとともに、だれもが自由に区政情報を取得し、活用できる開かれた環境を実現します。

■現状と課題

- 情報公開制度に基づき公開している区政情報についても、法律で公開することができないとされている情報等を除き、積極的に公表するとともに、公表情報以外においても区民が求める情報を積極的に提供していく必要があります。
- 区民が情報を取得する媒体や手段は多種多様であり、区はさまざまなツールを活用した情報発信を推進しています。現在は紙媒体による情報取得の割合が高い傾向にありますが、今後の行政のデジタル化の推進も踏まえて、多様な区民ニーズにどのような情報発信で対応し、区政への関心の喚起につなげるか、検討する必要があります。
- 区民に向けた区政情報は、各所管課が随時作成し、各媒体を通して迅速に発信しています。そのため、情報のボリューム、表現方法、デザインなどに統一感がなく、利用者にとって「わかりにくい」づくりとなっています。
- オープンデータ¹⁸は国民共有の財産として国や地方公共団体が積極的に公開することとされています。現時点では区市町村ごとにそれぞれ異なる内容でデータを公開している状態も見受けられます。今後は国や他自治体の動向、自治体間連携の視点、また、データに対する需要や利活用の状況を踏まえ、公開データの充実を図っていく必要があります。
- 区政情報の公開・公表とともに、区が保有する個人情報を守るため、適正な管理に努めています。

■施策の方向

① 情報公開の総合的な推進

- ・情報公開制度のさらなる利便性向上をめざすとともに、区民の区政への参加をより一層推進するため、区が保有する情報の公表及び情報提供の拡充を推進します。

② だれもが「わかりやすい」情報発信への取組み

- ・各媒体で区が発信する情報量、表現方法、デザインなどに「わかりやすさ」を意識した統一感を持たせ、利用者にとって「わかりやすい」情報発信を行います。
- ・だれもが情報を簡単に、効果的に取得できるよう、情報発信体制を整えます。

③ オープンデータの推進

- ・オープンデータを活用したサービスの提供や行政課題への活用を目的として、区が保有するデータの積極的な公開に取り組めます。

¹⁸ オープンデータ：営利目的、非営利目的を問わず、無償で二次利用可能なだれもが容易に利用することができる機械判読に適したデータ。

④ 個人情報の保護

- ・区が保有する情報のうち、個人情報については自己情報の開示、訂正等を請求する権利の保障等を通じ、個人情報の保護制度を適正に運用します。

■政策の方向性

人口構造及び世帯構成の変化や、多様化・複雑化する行政需要への確に対応するために、安定的な財政基盤を確立するとともに、環境への負荷を最小限に抑えつつ、限られた資源を最大限活用した効率的・効果的な行財政運営をさらに推し進めます。

そして、公共施設をはじめとする区が保有する財産の管理運営及び活用にあたっては、費用対効果はもとより、長期的な人口構造の変化も見据え、より経営的な視点をもって計画的に取り組みます。

あわせて、他の特別区と連携し、さらなる自治権の拡充に努め、区民に最も身近な基礎自治体としての役割を果たしていきます。

施策（1）計画的な行政運営

■取組み目標

基本構想で掲げる北区の将来像を達成するために、計画的・効率的に施策の推進を図るとともに、区民ニーズや社会経済状況の変化へ対応するため、行政評価システムを活用し施策や事業の有効性や効果を確認しながら、新たな施策立案につなげます。さらに、基礎自治体として地域の課題を解決するために必要な権限の委譲及び財源の配分について国や東京都に要請していきます。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症やSDGsの推進、多様性を尊重しあう社会、脱炭素社会の実現など、社会情勢の変化に伴う新たな課題への対応や多様化・複雑化する区民のニーズに、迅速かつ的確に対応した施策の実施など、基礎自治体に求められる役割を、責任をもって果たしていく必要があります。
- 事務事業の見直しや再構築などスクラップ・アンド・ビルドを進めていくためには、事務事業評価制度を活用し、これまでの事業などの実施方法や内容について十分な検証を行う必要があります。
- 平成12(2000)年の都区制度改革により、東京都と特別区の役割分担及び財源配分の原則が地方自治法に規定されましたが、都区間の合意が得られず、未完の課題となっています。また、児童相談所の開設や都市計画事業の実施など、基礎自治体としての特別区の責任と役割は増大しています。こうしたことから、引き続き、国や東京都と区の役割分担に応じた適切な財源の配分を求めていく必要があります。

■施策の方向

① 計画的な行政運営

- ・基本構想で掲げる北区の将来像を達成するために、基本計画・中期計画に定める施策・事業を中心に、重要性・緊急性に基づき重点的・効果的な資源の配分を行い、施策、事業の着実な推進を図ります。

② 施策や事業の効果・効率の向上

- ・施策評価や事務事業評価などを活用し、施策、事務事業の適切な評価を行うとともに、意識・意向調査などから区民ニーズを把握したうえで、事業のスクラップ・アンド・ビルドを実施し、効果的・効率的な事業の充実を図ります。
- ・適切な評価を行うために、施策や事業の有効性や妥当性などを踏まえ、客観的な根拠に基づいた施策立案を実施します。

③ 地方分権の推進

- ・区民サービスのさらなる向上のため、東京都との都区制度による役割分担などの課題について、特別区などと連携・協力を図りながら、適切な権限の委譲及び財源の配分を求めています。

施策（２）健全な財政運営

■取組み目標

将来にわたって健全で安定的な財政運営を維持するとともに、社会経済等の変化に対応しうる柔軟で強靱な行財政システムを築くことで、区民に身近な基礎自治体としての役割を果たします。

■現状と課題

- 少子高齢化への対応、社会保障関係費の漸増、公共施設の老朽化への対応、防災・減災対策など、区が直面する課題は山積しています。また、脱炭素に向けた取組み、行政のデジタル化など、新たな行政需要への対応も求められています。
- 区の人口の伸びは中長期的に鈍化することが見込まれており、特別区民税の大幅な増収は期待できない状況です。また、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の国の不合理な税制改正により貴重な税財源を奪われており、一般財源総額の確保に難しさが出ています。
- 税収減や大規模災害による緊急的な支出にも機動的に対応できる財政運営が求められています。
- 多くの公共施設が改修・改築の時期に差し掛かっており、計画的な学校の改築、新庁舎の整備、駅周辺のまちづくりなど、中長期的に多額の経費を要する行政需要が見込まれています。また、施設の整備にあたっては、環境性能など社会状況の変化に対応した機能が必要となります。

- 歳出総額に占める実質的な義務的経費の割合¹⁹は60%を超える水準で推移しており、経常収支比率²⁰は高止まりしています。また、歳入総額に占める特別区交付金の割合は30%を超える水準で推移しており、景気変動の影響を受けやすい財政構造となっています。
- 内部努力の徹底により、歳入確保や事業の見直し、執行体制の効率化などあらゆる財源対策を講じることが必要です。
- さらなる外部化の推進や民間活力の活用、新たな技術・事業手法の積極的な活用により、業務の効率化と質の高い行政サービスの提供を実現する必要があります。

■施策の方向

① 財政の健全化

- ・ 既存事業の見直しや費用対効果の検証を行い、歳出の削減に努めます。また、新規事業の構築などにおいて、後年度負担の影響を十分に考慮します。
- ・ 受益者負担の公平性の観点から使用料・手数料等の定期的な見直しを図るとともに、学校施設跡地や遊休施設等の貸付・交換・売却等を進め、歳入の確保に努めます。

② 強靱な財政基盤の確立

- ・ 社会経済情勢の変化や中長期的な行政需要等を見据え、基金への計画的な積立てを行い、残高の確保に努めます。
- ・ 将来世代の負担を軽減するため、基金を効果的に活用し、起債発行の抑制に努めます。
- ・ 区民に身近な基礎自治体として、区が自らの財源と権限により区の実情に応じた行政サービスを提供できるよう、自治体間に不要な対立を生む不合理な税制改正の是正について、東京都や特別区が一体となり、国に対して強く働きかけていきます。

③ 持続可能な行財政システムの構築

- ・ ICTの活用や公民連携の推進、内部努力の徹底などにより、さらなる経営改革の推進と効率的な行政サービスの提供に向けた取組みを進めます。

施策（3）公共施設の計画的な管理と区有財産の有効活用

■取組み目標

将来の人口構造や社会状況、区民ニーズの変化等を的確に捉え、施設の更新、長寿命化、統廃合な

¹⁹ 実質的な義務的経費の割合：歳出総額に占める人件費、扶助費、公債費、繰出金の割合

²⁰ 経常収支比率：人件費、扶助費などの義務的経費や、行政サービスを提供するために必要な運営費や維持管理費などの経常的経費（歳出）に、特別区税、特別区交付金などの経常的一般財源（歳入）がどの程度使われているかによって、財政構造の弾力性を測る指標（70%～80%が適正水準）

どを計画的に行うとともに、地域のまちづくりを踏まえた区有財産の有効活用に取り組みます。

■現状と課題

- 新庁舎の整備については、社会動向等を踏まえた行政サービスのあり方を検討するとともに、建設予定地の周辺状況を考慮しながら取組みを進める必要があります。
- 施設を良好な状態に保ち、安全性の確保、行政サービスの維持・向上、コスト縮減、環境負荷の低減などを図りながら目標使用年数まで施設を使用するためには、予防保全を中心に計画的な保全に積極的に取り組む必要があります。
- 更新時期を迎えるすべての公共施設に大規模改修や改築等の対応をしていくことは財政的に難しいため、人口動態や区民ニーズの変化を捉え、優先順位を明確にした改修等を進めるとともに、施設の延床面積の縮減、長寿命化、民間活力の活用、施設用途の転換・複合化・統廃合・廃止の検討が必要です。
- 施設のバリアフリー化や小学校における35人学級の導入、脱炭素に向けた取組みなど、社会的要請や新たな行政需要に対応する必要があります。
- 学校施設跡地や遊休施設等の区有財産は、地域のまちづくりという観点のほか、財源確保の観点から貸付・売却を含めた検討を行う必要があります。

■施策の方向

① 新庁舎の整備

- ・人にも環境にもやさしく区民に親しまれるとともに、適切な行政サービスを提供することのできる新庁舎の整備を、王子駅周辺のまちづくりと連動して進めます。

② 公共施設の計画的な管理

- ・適切な保全や重要度・緊急度に応じた計画的な施設改修に努め、建物の長寿命化により財政負担の平準化を図るとともに、新たな行政需要や区民ニーズを踏まえた使いやすく魅力のある施設への転換に努めます。
- ・施設の建替え・改修、管理運営面において、民間の手法や投資を活用し、効果的かつ効率的なサービスの提供とコストの縮減を図ります。

③ 公共施設の再配置の推進

- ・公共サービスの水準を維持しながら、施設の用途転換、集約化・複合化などを図ることにより、公共施設の将来コストを縮減します。
- ・区民のニーズにあわなくなった施設や役割を終えたと考えられる施設については、統廃合や廃止を検討するとともに、既存施設のさらなる有効活用を図ります。

④ 区有財産の有効活用

- ・学校施設跡地や遊休施設等の区有財産について、貸付・交換・売却の方法を含め、地域のまちづくりへの貢献を踏まえたさらなる有効活用を図ります。

■政策の方向性

職員一人ひとりが、区の将来像を実現するための担い手として、高いプロ意識を持ち、区民ニーズへの対応や地域課題の解決のため、困難な状況においても、創意工夫により、主体的に行政課題に取り組みます。

また、区民との協働・公民連携により課題の解決に導くことができる職員を育成・確保するとともに、外部人材も活用します。

あわせて、激しい社会の変化にあっても、多様化・複雑化する新たな課題に対応するための執行体制を整備するほか、各組織・職員が有機的に連携して対応します。

さらに、区民の生命や身体、財産などの安全を守るため、大規模災害やパンデミックなど、さまざまな緊急事態への即応体制をさらに強化するとともに、危機の発生から収束後までの危機管理対応に万全を期します。

施策（1）職員の力を引き出す人材マネジメントの推進

■取組み目標

区政の推進・課題解決や区民の満足度向上を実現するために、適切な人材を確保します。また、職員の自主性やモチベーションを引き出すとともに、人材育成の視点に立った職場づくり・人事管理を進めます。

■現状と課題

- 各行政分野における専門的な知見を継承し、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供するためには、一定の新規採用者を継続的に確保する必要があります。
- 行政課題が多様化・複雑化していることから、高いプロ意識を持った専門性・特殊性の高い業務を担うことができる人材を育成する必要があります。
- 在職年数10年以下の職員割合が増加する一方で、在職年数が長い職員の割合が減少し、職員構成が変化しています。ノウハウの蓄積と継承が着実に進められる職場づくりの推進が必要となります。
- 公務員の働き方改革による長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの推進とともに、育児や介護などで時間に制約のある職員などの多様な働き方に対応する必要があります。
- 職員が自身の将来のキャリアプランをイメージしつつ目標をもって活躍するために、変化に適切に対応することができる人事管理・人事評価システムを構築する必要があります。

■施策の方向

① 人材の確保

- ・ 職員の年齢構成の変化等を踏まえ、将来を見据えた優秀な人材を確保し、ノウハウの蓄積と継承が着実に行われる適正な職員構成を実現するため、計画的な職員採用を行います。
- ・ 重要かつ専門的な区政の推進・課題解決のために、必要に応じて、外部のプロフェッショナル人材の登用を行います。

② 区民から信頼される職員の育成

- ・ 区民とともに協働のまちづくりを推進する職員や多様な考え方を尊重し、高い倫理観をもって行動できる職員を育成するための研修を行います。
- ・ 事務処理・コミュニケーション能力の向上を図り、区民から信頼される職員を育成するための研修を行います。
- ・ OJT 等により、職場全体で専門性・特殊性の高い業務のノウハウを確実に継承し、人材を育成する職場づくりを推進します。

③ 人材育成の視点に立った人事管理

- ・ 長期的な人材育成の視点に立った職員配置や職員が明確な目標を設定して取り組んだ成果が適切に評価される人事評価、社会情勢や制度の変化に即した職場環境の整備を推進し、職員の持つ能力を最大限引き出せる人事管理を行います。
- ・ 実務に精通した人材を育成できる職員配置を行います。

施策（２）柔軟な組織・機構体制の構築

■取組み目標

公共サービスに対する需要の増加や多様化に的確に対応するとともに、職員定数の適正化や内部統制を推進し、区民から信頼される効果的かつ効率的な組織づくりを進めます。

また、頻発化する自然災害や多様化する危機管理事案に対して、柔軟な組織間の連携により、適時適切な応急対策を実現するため、庁内連携を強化した体制の整備を進めます。

■現状と課題

- 多様化・複雑化する区民ニーズをはじめ、社会情勢や区を取り巻く環境の変化に迅速に対応するためには、柔軟で効率的な組織体制を確立するとともに、組織間のさらなる連携強化が必要になります。
- 少子高齢化の進行や将来の人口減少を見据え、将来にわたり安定した行政サービスを提供するためには、業務改善や ICT の活用、公民の役割分担を意識した執行体制の構築により、限られた

人材の効果的な活用につなげていくことが必要です。

- 内部統制においては、事務処理誤り等に係るリスクの顕在化を完全に発見できない可能性があることから、過去の事案や社会情勢を踏まえ、随時、全庁対応リスクの見直し・拡大を図るとともに、職員一人ひとりのリスクへの対応力の向上を図る必要があります。
- 自然災害や危機管理事案に対して必要十分な体制を構築し、適切な対応を行うためには、災害等の事案内容に応じて柔軟な体制移行が可能となるよう全庁的な連携強化を図りつつ、適切な庁内本部体制の構築を行うことが必要です。

■施策の方向

① 組織・機構の改革

- ・機能的かつ効率的で、社会や行政需要の変化に対応できる弾力性のある組織体制を構築するとともに、全庁的な推進本部やプロジェクトチームの設置により、庁内の連携強化を図ることで、組織横断的な課題にも柔軟に対応します。

② 職員定数の適正管理

- ・ICT や民間活力の積極的な活用により、業務の効率化や区民サービスの向上、職員の働き方改革を推進するとともに、行政需要を踏まえた効果的な職員配置を行うことで総職員数の適正化を図ります。

③ 内部統制の推進

- ・北区の現況やデジタル化の進展等の社会情勢を踏まえて全庁対応リスクを見直し、内部統制対象事務の範囲を適切に設定するなど、リスク回避及び低減策の検討を行います。また、職員のリスクに対する意識醸成と業務への対応力強化を図ることで、事務の適正な執行を確保します。

④ 危機管理体制の充実

- ・自然災害や危機管理事案の発生時には、適時適切な庁内本部体制を立上げ、組織間で横断的な連携を図りつつ的確な対応を行います。また、体制や役割などについて適宜改善、見直しを行います。

■政策の方向性

インターネット、オンライン手続きやAI、自動運転技術の進展などデジタル化やテクノロジーを最大限に活用した区政を推進し、必要な人に必要なサービスを迅速に提供することにより、区民の利便性の向上や豊かな暮らしの実現を図ります。

また、だれもがデジタル化の恩恵を享受できるデジタル社会の構築を、国・東京都・事業者などとも連携しながら進めます。

施策（1）デジタル化による効果的・効率的な行政サービスの提供

■取組み目標

将来を見据えた持続可能な行政運営を行うため、デジタル技術を活用した業務改革や既存の業務フローを見直し、デジタル技術を活用した業務変革に取り組むなど、業務の効率化を図ります。また、効率化で生まれた人的資源を新たな行政需要への対応や区民サービスにつなげることで、質の高い行政サービスを提供します。

■現状と課題

- 行政サービスの質を高めるためには、内部努力の徹底、事務事業の見直しや再構築などスクラップ・アンド・ビルドを進め、業務改革に取り組む必要があります。しかしながら業務を行いながらの改革は、限られた人的資源では限界があることなどから、デジタルツールを活用した業務の効率化を図ることにより、業務改革に取り組む人的資源を確保する必要があります。
- AIやRPA²¹などのデジタルツールの導入は、より効率的な業務を行うため、業務の改革や変革を前提に導入をすべきであるとされています。時代の変化とともに求められる多様な行政需要に的確に、スピード感を持ち、サービスを継続的に提供するためには、業務を熟知した職員の経験やノウハウを活かすことと、デジタルツールを最大限に活用することが重要となります。
- 近年電子申請の利用件数は増加していますが、申請可能な手続きは、健診、検診や予防接種等の申込みや駐輪受付など、区の業務の一部となっています。今後は区民の利便性向上を目的に電子申請のメニューを増やすとともに、電子申請後の処理を効率化することが必要です。
- 世代を問わずにいつでも、どこでもデジタルを活用した行政サービスが享受できるようにするためには、使いやすいユーザーインターフェース²²を導入することや、電子申請時に本人確認を可能とするマイナンバーカードの普及を進めることが必要です。

²¹ RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）：人間がコンピュータを操作して行う作業を、ロボットによる自動的な操作によって代替すること

²² ユーザーインターフェース：利用者と製品やサービスをつなぐ接点のこと。ここでは「見やすさ、使いやすさ」のこと。

- 地域情報化に必要な通信インフラは整っていますが、デジタルサービスを受け取るための機会や環境が十分整っていないことや、デジタルリテラシー²³が不足していることで、デジタル化の恩恵をだれもが受けられる状況ではありません。また、公民が地域課題に対する共通認識を持ち、役割分担を行う必要があります。

■施策の方向

① デジタルを活用した質の高い行政サービスの提供

- ・区民の多様な行政需要に応え、満足度の高い行政サービスを提供するため、デジタルツールを活用し、業務自体を変革させる「DX（デジタル・トランスフォーメーション）²⁴」の推進に取り組みます。

② 業務の効率化推進と新たな行政サービスの展開

- ・人口減少による労働力低下や経済規模の減少などに伴い、職員の減少も見込まれる中で、行政内部の処理にAIやRPAなどのデジタルツールを導入することで日常業務の効率化を図ります。また、業務効率化に伴い発生する人的資源とデジタルツールを活用し、新たな行政サービスを展開していきます。

③ だれもがデジタルを利用できる環境の整備

- ・電子申請などで本人確認が可能となるマイナンバーカードの普及啓発や、庁舎窓口以外の場所から相談ができるWeb窓口の実現など、多様なライフスタイルや普段の生活の中で区民がデジタルを利用して、いつでも、どこからでも行政サービスを楽しむことができる環境整備を進めます。
- ・だれもがデジタルを利用できるハード面、ソフト面の環境整備と、区民・事業者・職員のデジタルリテラシー向上のための取り組みや普及啓発を図り、地域情報化を推進します。

²³ デジタルリテラシー：最新のテクノロジーを業務や生活に活かす能力のこと

²⁴ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへ変革すること。行政におけるDXは、新たな行政サービスの提供や（行政サービス）質の向上を目的にデジタル技術を活用して業務を変革させること

施策体系図

基本目標1 多様なつながりが織りなす にぎわいと活力にあふれたまち

政策	施策	施策の方向	
1 多様性を認めあう社会の推進	(1) 平和の希求	① 身近な場所から平和を考える取組みの推進	
		② 平和教育の推進	
	(2) 人権の尊重と多様性を認めあう意識の醸成	① 人権意識の向上と支援	
		② 多様性の理解促進	
	(3) 男女共同参画社会の推進	① 男女共同参画意識の向上	
		② 男女共同参画社会の形成	
		③ 女性の個性と能力の発揮	
		④ 困難な問題を抱える女性への支援	
	(4) 多文化共生のまちづくりの推進	① 異文化理解の促進と外国人にも暮らしやすい環境づくり	
		② 外国人支援団体等との協力体制の強化	
		③ 海外友好都市との区民交流の推進	
	2 多様なコミュニティ活動の推進	(1) コミュニティ活動の支援	① 地域コミュニティの活性化への支援の充実
② さまざまな団体の連携・協働の促進			
(2) コミュニティ環境の整備		① 区民施設の適切な配置と維持管理	
		② 安定的・効果的な施設運営の推進	
3 活力ある地域産業の形成	(1) 区内企業の経営支援・創業促進	① 中小企業に対する多面的な支援の推進	
		② 創業に関する効果的な支援の推進	
	(2) ものづくりの振興	① ものづくり人材・企業の育成	
		② ものづくりイノベーションの推進	
		③ ものづくりのPR・ブランド力の強化	
	(3) にぎわいあふれる地域商業の実現	① 魅力ある個店・商店街づくり	
		② 区民生活を支える産業の活性化	
	(4) だれもが働きやすい環境づくり	① 働きやすい環境の整備	
		② ワーク・ライフ・バランスの推進	
		③ 多様な人材の就労支援	
	4 人生に彩りを与える地域づくり	(1) 生涯を通じた学習環境の充実	① 生涯にわたる学びの環境づくり
			② 図書を通じた学びの充実
(2) だれもがスポーツを楽しめる環境づくり		① ライフステージ等に応じたスポーツを楽しむ機会づくり	
		② 気軽にスポーツにかかわることができる環境づくり	
		③ スポーツを通じた地域の活力向上と体制づくり	
(3) 個性豊かな文化芸術の創造と発展		① 文化芸術に触れる機会の充実	
		② 個性豊かな文化芸術活動への支援	
(4) 歴史的文化の継承と活用		① 歴史的文化の保存と継承	
		② 歴史的文化の活用と発信	
5 地域の個性と魅力の発信		(1) 北区の魅力を活かした観光振興	① 観光の経営力の向上
			② 多様な主体と連携した都市観光の推進
			③ 安心して楽しむことができる観光の環境づくりの推進
	(2) シティプロモーションによるシビックプライドの醸成	① 公民連携によるプロモーションの実施	
		② 多様な媒体・主体で話題を誘う魅力ある情報の発信	
		③ 「渋沢栄一ゆかりのまち」の定着	

基本目標2 世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち

政策	施策	施策の方向	
1 すべての子どもが健やかに過ごせる仕組みづくり	(1)子どもの権利を守り、健全な成長を育む	①子どもの権利の尊重	
		②児童虐待の未然防止と対応力の強化	
		③困難を抱える家庭への支援	
	(2)子どもがのびのびと過ごせる環境の確保	①安全・安心で健やかに過ごすことのできる居場所の確保	
		②中高生世代の育ちを支える環境への取り組み	
	(3)だれもが安心して子どもを産み、育てられる環境への取り組み	①妊娠・出産・子育てに関する支援の推進	
		②孤立しない子育ての推進	
	(4)子育てと仕事の両立を支援する仕組みづくり	①保育需要の変化への対応	
②多様な保育サービスの充実			
③質の高い保育サービスの提供			
2 希望ある未来を創り出す教育	(1)生きる力を育む教育の推進	①知・徳・体の育成	
		②北区における GIGA スクール構想の推進	
		③学校ファミリーを基盤とした特色ある教育活動の推進	
		④就学前教育の充実	
	(2)一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実	①相談体制の充実	
		②特別な配慮を必要とする子どもへの支援	
		③いじめ・不登校等への対応の充実	
		④外国人児童・生徒等への学習支援	
	(3)意欲的に学べる教育環境の整備	①適切な教育環境の確保	
		②学校の改築・リノベーション事業の推進	
		③学校における ICT 環境の整備	
		④教職員の働き方改革の推進	
	(4)学校・家庭・地域の連携・協働の推進	①学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
		②青少年の健全育成と自立支援	
	3 自分らしく健やかに活躍するための仕組みづくり	(1)こころと体の健康づくりの推進	①こころと体の健康づくりの充実
			②疾病の早期発見・早期治療の推進
(2)区内医療環境の充実		①地域の医療提供体制の充実	
		②在宅療養の支援体制の充実	
		③新興感染症への対応	
		④高齢者の社会参加と就労支援	
4 いくつになっても自分らしく輝けるための仕組みづくり	(1)いくつになっても自立した生活を続けるための取り組み	②介護予防・フレイル予防の推進	
		③在宅療養支援体制の連携強化と高齢者が安心して生活できる環境整備	
	(2)安心して暮らし続けるための環境の充実	①総合的な相談体制・日常生活支援の体制強化	
		②高齢者の見守り支援	
		③地域支援体制の強化	
	(3)認知症への理解促進と早期発見・早期対応の推進	①認知症に関する普及啓発の推進	
		②多職種連携・協働による相談支援体制の充実	
		③地域支援体制の強化	
	5 障害のある人が、安心して自分らしい生活	(1)こころのバリアフリーの推進	①障害への理解促進と差別解消への取り組み
②円滑にコミュニケーションを図るための取り組み			

をおくるための基盤づくり	(2)住み慣れた地域で自分らしい生活をおくるための支援	①相談支援体制の強化
		②自立に向けた取組みの充実
		③サービス提供体制の整備・充実
6 権利と尊厳をまもり、支えつながらあえる仕組みづくり	(1)高齢者・障害者の虐待防止と権利擁護への取組み	①虐待の早期発見・早期解決に向けた環境づくり
		②適切な支援に向けた情報提供と相談支援体制の充実
		③成年後見制度利用促進のための連携強化
	(2)家族等介護者や複雑な課題を抱える人への支援	①困りごとを取りこぼさない相談支援体制の充実
②家族等介護者の負担軽減への取組み		

基本目標3 安全・安心で 快適に暮らし続けられる 人と自然が調和したまち

政策	施策	施策の方向
1 安全で安心に暮らせるまちづくり	(1)災害に強い強靱なまちづくりに向けた対策の推進	①都市の防災機能の強化
		②連携・協働による治水対策等の推進
		③自らの身を守り、地域で助けあう行動のための取組み
	(2)人命の確保と重要な機能を維持するための備え	①災害対応力向上のための体制整備
		②防犯意識の向上
	(3)だれもが安全で安心して暮らすことができるまちづくり	②犯罪を未然に防ぐ取組みの充実
2 ところ豊かに住み続けられるまちづくりの推進	(1)地域特性に応じた計画的なまちづくりの展開	①地域特性に応じた協働型のまちづくり
		②持続可能で活力のある拠点の形成
		③住環境向上に資する土地利用の推進
	(2)ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインのまちづくり
		②利用者にやさしい計画的なバリアフリー化の推進
	(3)美しく魅力あるまちなみの形成	①北区らしいまちなみの形成 ②良好なまちなみの維持・創出に向けた体制の充実
3 利便性の高い総合的な交通体系の整備	(1)体系的な道路ネットワークの形成	①安全で快適な道路ネットワークの形成
		②道路インフラの適正な管理・更新
	(2)安全で快適な交通空間の形成	①だれもが安心して移動できる環境づくり
		②交通環境の適正化・交通安全対策の推進
	(3)だれもが容易に移動できるまちづくり	①拠点間の移動における利便性の向上
		②多様な移動手段の確保に向けた取組み
4 うるおいのある快適な住環境の形成	(1)安心して居住できる良質な住生活の実現	①良質な住まいの確保
		②安心・安全な住まいの確保
		③分譲マンション等の適正な維持管理の推進
	(2)地域資源を活かした魅力ある住環境づくり	①良好な住環境の形成
		②空家等対策の推進
	(3)にぎわいとところ豊かな暮らしをもたらす空間の創出	①だれもが使いやすい安全で快適な公園づくり
②個性あふれる魅力ある空間の形成		
5 持続可能な環境共創都市の実現	(1)脱炭素社会の推進	①気候変動に適応し、脱炭素を実現するまちづくり
		②環境に配慮した行動の促進

		③北区役所における脱炭素をめざした取組み
	(2)持続可能な資源循環型社会の推進	①ごみの減量化の推進
		②資源の有効利用の推進
		③ごみの適正処理の推進
	(3)自然を守り育てるまちの形成	①自然環境の保全
		②自然環境の創出
		③自然とのふれあいを広げる仕組みづくり
	(4)快適な生活環境の確保	①生活環境の保全
		②地域美化活動の促進
		③喫煙者と非喫煙者が共存できる環境の創出

基本構想を実現するために

政策	施策	施策の方向	
1 多様な主体との連携・協働の推進	(1)協働・区民参画・広域連携の推進	①協働の推進	
		②公民連携の推進	
		③区民参画の推進	
		④広域連携の推進	
	(2)開かれた区政の推進	①情報公開の総合的な推進	
		②だれもが「わかりやすい」情報発信への取組み	
		③オープンデータの推進	
		④個人情報の保護	
2 未来につなぐ持続可能な行財政運営	(1)計画的な行政運営	①計画的な行政運営	
		②施策や事業の効果・効率の向上	
		③地方分権の推進	
	(2)健全な財政運営	①財政の健全化	
		②強靱な財政基盤の確立	
		③持続可能な行財政システムの構築	
	(3)公共施設の計画的な管理と区有財産の有効活用	①新庁舎の整備	
		②公共施設の計画的な管理	
		③公共施設の再配置の推進	
		④区有財産の有効活用	
	3 区民から信頼される職員の育成・確保と柔軟な執行体制	(1)職員の力を引き出す人材マネジメントの推進	①人材の確保
			②区民から信頼される職員の育成
③人材育成の視点に立った人事管理			
(2)柔軟な組織・機構体制の構築		①組織・機構の改革	
		②職員定数の適正管理	
		③内部統制の推進	
		④危機管理体制の充実	
4 テクノロジーを活用した行政サービスの提供	(1)デジタル化による効率的・効率的な行政サービスの提供	①デジタルを活用した質の高い行政サービスの提供	
		②業務の効率化推進と新たな行政サービスの展開	
		③だれもがデジタルを利用できる環境の整備	

参考資料

基本構想審議会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年 10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長選出 ・諮問 ・審議会の運営 ・審議会開催スケジュール ・北区の現状や変遷 ほか
第2回	令和3(2021)年 11月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会の構成員 ・北区の概要 ・各種調査等の結果
第3回	令和4(2022)年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別の20年後の望ましい姿について ・「中間まとめ」(案)について
第4回	令和4(2022)年 6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中間まとめ」(修正案)について ・基本計画に盛り込むべき施策のあり方の検討について
第5回	令和4(2022)年 9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区基本構想中間まとめ」のパブリックコメント等の実施結果について ・基本計画に盛り込むべき施策のあり方(区政運営)について
第6回	令和4(2022)年 12月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「北区基本構想 答申案」、「北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方 答申案」について
第7回	令和5(2023)年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

基本構想審議会部会

第1部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年 11月17日	各調査結果の概要及び各部会の運営について
第2回	令和3(2021)年 12月13日	20年後の望ましい姿について (産業振興、観光・シティプロモーション)
第3回	令和4(2022)年 1月25日	20年後の望ましい姿について (人権・多文化共生・男女共同参画、地域振興)
第4回	令和4(2022)年 2月25日	20年後の望ましい姿について (地域文化・生涯学習・スポーツ)
第5回	令和4(2022)年 4月22日	部会まとめ
第6回	令和4(2022)年 10月21日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (人権・多文化共生・男女共同参画、地域文化・生涯学習・ス ポーツ)
第7回	令和4(2022)年 11月7日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (地域振興、産業振興、観光・シティプロモーション)

第2部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年 11月17日	各調査結果の概要及び各部会の運営について
第2回	令和3(2021)年 12月20日	20年後の望ましい姿について (健康・医療、権利擁護・生活支援)
第3回	令和4(2022)年 1月28日	20年後の望ましい姿について (高齢・介護、障害)
第4回	令和4(2022)年 2月14日	20年後の望ましい姿について (子ども・家庭、学校教育)
第5回	令和4(2022)年 4月19日	部会まとめ
第6回	令和4(2022)年 10月18日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (健康・医療、高齢・介護、障害、権利擁護・生活支援)
第7回	令和4(2022)年 11月8日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (子ども・家庭、学校教育)

第3部会

回数	開催日	議題
第1回	令和3(2021)年 11月17日	各調査結果の概要及び各部会の運営について
第2回	令和3(2021)年 12月10日	20年後の望ましい姿について (都市計画、道路・交通)
第3回	令和4(2022)年 1月12日	20年後の望ましい姿について (住宅・公園河川、防災・防犯)
第4回	令和4(2022)年 2月3日	20年後の望ましい姿について (環境共生・環境保全・資源循環)
第5回	令和4(2022)年 4月28日	部会まとめ
第6回	令和4(2022)年 10月12日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (都市計画、道路・交通、住宅・公園河川)
第7回	令和4(2022)年 11月4日	基本計画に盛り込むべき施策のあり方について (防災・防犯、環境共生・環境保全・資源循環)

区民参画の状況

ワークショップ等

内容	開催日	参加者数	テーマ
区民ワークショップ	第1回 令和3(2021)年 9月11日(Web会議)	14人	北区のキャッチコピーを考えよう
	第2回 令和3(2021)年 10月23日	20人	こんな北区になってほしい!
	第3回 令和3(2021)年 12月4日	19人	こんな取り組みをしよう!
小学生との区政を話し合う会	令和3(2021)年 10月25日	36人	20年後の北区のキャッチフレーズを考えよう!
中学生モニター	令和3(2021)年 11月27日	13人	20年後の北区のキャッチフレーズと私たちができること
高校生ワークショップ	令和4(2022)年 1月21日	12人	高校生のあなたが思う20年後の北区の将来像とわたしたちができること

調査・アンケート

内容	実施期間	回答者数	備考
北区民意識・意向調査	令和3(2021)年 6月4日～7月2日	953人	回答率47.8%
北区の将来を考える 中学生アンケート	令和3(2021)年 6月8日～6月29日	3,674人	
みんなで北区の将来を考える Webアンケート	令和3(2021)年 7月15日～7月31日	1,136人	

意見交換会

内容	開催日	参加者数	備考
区民意見交換会	第1回 令和4(2022)年 7月29日	9人	
	第2回 令和4(2022)年 7月30日	4人	
	第3回 令和4(2022)年 7月30日	8人	Web会議
団体との懇談会			
北産業連合会	令和4(2022)年 7月19日	7人	
北区商店街連合会	令和4(2022)年 7月21日	8人	
王子法人会	令和4(2022)年 7月22日	14人	
東京商工会議所北支部	令和4(2022)年 7月27日	20人	
町会・自治会長	令和4(2022)年 8月4日	37人	

パブリックコメント

内容	実施期間	意見提出者数	備考
基本構想中間まとめ	令和4(2022)年 7月20日～8月22日	12人	意見総数94件

審議会区民公募委員

応募者数 20人

基本構想審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体、役職など	所属部会
公募による区民	青山 匡史	公募委員	1
	新井 雅美	公募委員	1
	内海 千津子	公募委員	3
	中嶋 みどり	公募委員	2
	新留 美哉子	公募委員	3
	野口 雄基	公募委員	2
区内団体が推薦する者	大塚 麻子	北区男女共同参画推進ネットワーク運営委員庶務	1
	大貫 新一	北区町会自治会連合会 会長	1
	岡本 百合子	北区地域リサイクラー協議会 会長	3
	織戸 龍也	東京商工会議所北支部 シティプロモーション・まちづくり副分科会長	1
	渋谷 伸子	北区民生委員児童委員協議会 赤羽中央地区副会長	2
	下山 豊	北区町会自治会連合会（自主防災組織） 神谷連合町会長	3
	永沢 映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター 代表理事	3
	葉山 相也	公益財団法人東京都北区体育協会 会長（令和4年4月22日就任）	1
	平井 久朗	北区商店街連合会	1
	増田 幹生	一般社団法人東京都北区医師会 会長	2
	丸山 吉栄	一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部 支部長	3
	水越 乙彦	社会福祉法人北区社会福祉協議会 会長	2
	森 将知	特定非営利活動法人 北区障害者団体連合会	2
	森口 智志	北区小学校 PTA 連合会 副会長	2
区議会議員	いながき 浩	区議会議員 企画総務委員会副委員長（令和4年5月20日就任）	2
	大島 実	区議会議員 副議長（令和4年5月20日就任）	3
	戸枝 大幸	区議会議員 企画総務委員会委員長	3
	名取 ひであき	区議会議員 議長	1
学識経験者	副会長 岩崎 美智子	東京家政大学 家政学部 教授	2◎
	会長 加藤 久和	明治大学 政治経済学部 教授	1◎
	阪口 毅	立教大学 コミュニティ福祉学部 准教授	1○
	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授（工業技術研究所）	3◎
	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 教授	3○
	山本 美香	東洋大学 ライフデザイン学部 教授	2○

前委員

区分	氏名	所属団体、役職など	所属部会
区内団体が推薦する者	小澤 浩子	公益財団法人東京都北区体育協会 常務理事（令和4年4月21日退任）	1
区議会議員	小田切 かずのぶ	区議会議員 副議長（令和4年5月19日退任）	3
	宮島 修	区議会議員 企画総務委員会委員長（令和4年5月19日退任）	2

※敬称略。区分ごとに50音順。◎印は部会長、○印は副部会長。

諮問文

3北政企第 1585号

令和 3年10月22日

東京都北区基本構想審議会 会長 殿

東京都北区長 花川 與惣太

東京都北区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問する。

記

(諮問事項)

- 1 北区基本構想の策定について
- 2 北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

○東京都北区基本構想審議会条例

令和三年三月二三日条例第一号

東京都北区基本構想審議会条例

(設置)

第一条 北区基本構想（平成十一年六月二十九日東京都北区議会議決。以下「基本構想」という。）の改定を行うため、区長の附属機関として、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の改定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員三十人以内をもって組織する。

- 一 公募による区民
- 二 区内団体が推薦する者
- 三 区議会議員
- 四 学識経験者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から審議会が第二条の規定による答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(部会)

第七条 審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第三条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 前二項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第八条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第二条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

○東京都北区基本構想審議会条例施行規則

令和三年三月二三日規則第一九号

東京都北区基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区基本構想審議会条例（令和三年三月東京都北区条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、条例第六条第一項の規定により、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を招集するときは、やむを得ない場合を除き、招集期日の三日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して委員に通知するものとする。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(庶務)

第四条 審議会及び条例第七条に規定する部会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○東京都北区基本構想審議会運営規程

東京都北区基本構想審議会運営規程

令和3年10月22日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、東京都北区基本構想審議会条例（令和3年3月東京都北区条例第1号。以下「条例」という。）及び東京都北区基本構想審議会条例施行規則（令和3年3月東京都北区規則第19号。）に定めるもののほか、東京都北区基本構想審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、先着順に傍聴票に所要事項を記入し、所定の傍聴席において傍聴するものとする。

2 傍聴人の定員は、会議ごとに会長が定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること。

(2) 私語、雑談又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。

(3) みだりに傍聴席を離れること。

(4) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をすること。

(5) 前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

(撮影・録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長に対して申請し、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開となった場合
- (2) 前条の規定により、会長が退場を命じたとき。

(議事録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催日時、場所及び議題
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 議事録は、公開とする。ただし、条例第6条第4項ただし書の規定に基づいて会議を公開しなかった議事に係る議事録は公開しない。

(部会)

第9条 審議会を効率的に運営し、かつ、審議会での議論を深めるため、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる部会を設置する。

2 各部会の担当分野は、次のとおりとする。ただし、会長は、審議会の効率的運営のため特に必要があると認めるときは、部会の担当分野を変更することができる。

(1) 部会1「躍動」

産業振興、観光・シティプロモーション、地域振興、地域文化・生涯学習・スポーツ、人権・多文化共生・男女共同参画に関すること。

(2) 部会2「輝き」

健康・医療、高齢・介護、障害、権利擁護・生活支援、子ども・家庭、学校教育に関すること。

(3) 部会3「創出」

都市計画、道路・交通、住宅・公園河川、防災・防犯、環境共生・環境保全・資源循環に関すること。

3 部会は、調査検討結果を会長に報告する。

- 4 副部会長は、部会員の中から部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 部会は、部会長が招集する。
- 6 部会の運営については、第2条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和3年10月22日から施行する。

北区基本構想に関する答申

令和5（2023）年1月

発行 北区基本構想審議会

事務局 北区政策経営部企画課

北区王子本町1-15-22

電話 03(3908)1104（ダイヤルイン）

刊行物登録番号

4-1-107